牛久市男女共同参画推進

基本計画(第4次)

実施計画(第4次)

令 和 5 年 度 一 令 和 9 年 度 (2023年度) (2027年度)

牛久市

はじめに

少子高齢化の進行、人口減少、家族形態や雇用形態の多様化など大きく変化する社会経済 情勢に対応し、持続可能で活力ある社会を形成するためには、人権や多様性が尊重され、誰 もが個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が求められていま す。

牛久市では、平成15年度に「牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画」を策定して 以来、市民と行政が一体となって、男女共同参画社会に向けたさまざまな取組を進めてきま した。その結果、多様なライフスタイルを可能にし、健やかに安心して暮らせる環境の整備 が改善されてきました。しかし、未だ根強く残る固定的な性別役割分担意識をはじめとする 事実上の男女間の格差など、解決すべき問題が多く残されていることから、取組を継続して いく必要があります。

国際的な協調として持続可能な開発目標(SDGs)に掲げられているジェンダー平等の実現に向けた積極的な取組が求められる中、牛久市は、社会情勢の変化やライフスタイルの多様化による新たな課題への対応と、一人ひとりの個性と能力を生かし、充実した生き方を選択できる男女共同のまちづくりを目指しています。「牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画(第3次)」から5年が経過し、行政・市民・事業者などが一体となって男女共同参画を尚一層推進するため、この度「牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画(第4次)」を策定いたしました。

長い歴史の中で形成された意識や社会のしくみを変えていくことは、一朝一夕にできるものではなく、市民参画で策定した基本計画、そして、実施計画を一歩一歩着実に推進するためには、行政の取組とともに、市民一人ひとりの理解と実践が必要です。

私たちのまちに男女共同参画の意識が着実に根付くよう、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、本基本計画及び実施計画を推進して参りたいと考えておりますので、皆様のより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、男女共同参画に関する意識調査にご協力いただきました 多くの市民の皆様をはじめ、熱心にご審議をいただきました「牛久市男女共同参画審議会」 委員の皆様、貴重なご意見・ご提案をいただきました関係者の方々に、心から御礼申し上げます。

令和5年3月

牛久市長 根本 洋治

目 次

第	1	章	i	計画	可策	定	<u>つ</u>	基	本	白	97	ن خ	考	え	方	•													
Ι		計	画	の根	焸要	<u> </u>																							
			1.	計	画	策定	Ξの	趣	旨			•				•	•		•	•		•			•	•	•	•	1
			2.	基	本3	里念	<u> </u>	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	2
			3.	計	画(の性	Ł格	. •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
			4.	計	画(のは	深	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
			5.	計	画(の其	胴	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
${\rm I\hspace{1em}I}$		牛	久ī	市に	こお	らけ	·る	男	女	÷.	ţſ	司	参	画	の	瑪	制	لخ کا	-	果	題								
			1.	第	3 ?	欠牛	-久	市	男	女	共	同	参	画	推	進	基	本	計	画	•	実	施	計	画	の	数	値	
				目	標	•	果	指	標	の	状	況			•	•	•		•	•	•	•			•	•	•	•	6
			2.	4	·久ī	市男	女	共	同	参	画	il=	関	す	る	市	民	意	識	調	査	結	果	に	つ	い	て	•	ç
			3.	市	内	• 淖	℄市	内	事	業	所	の	男	女	共	同	参	画	推	進	状	況	ア	ン	ケ	_	۲		
				調	査	結集	引	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
			4.	誄	題。	と対	寸応	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
第	2	章	-	基ス	た計	一画	Ī																						
Ι		計			実現			た	Ø.	0) [基	本	的	方	卢]性	Ė											
					画(•	•	•												19
			基を	本目	標	I	男	女	共	同	参	画	社	会	の	実	現	に	向	ゖ	た	基	盤	の	整	備			20
					標																								23
					標]		-					_								•	•	•		•	•	•			27
Π		推	進	体制	لخ ال	進	行	管	珥	1																			
					· iのi						実																		31
				-	携(•	•	•	•																	31
			3.	進	行	管理	半																						31
第	3	章	5	実抗	包計	一画	i .																						
I					IJ. 既要																								
•		н			ァッ ·画		≘ ∕∩	抽	늗																				32
			2		·画(-																				32
			<u>2</u> .		画 (画·				押																				32
П		垖			$\exists \sigma$		-	-																					02
щ		18	1示· 1.		コ レノ [値]				_			_										_				_	_		33
					(iie) ŧ考〕		•	-	•			•	•				•		•	•	•	•	•			•	•		35
Ш		=⊥		_	足野		-		- 	- \	- - 1	- ⊭ -	.	- 44-	<u>-</u>	·∸	╸╸	- +	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	J
ш						- •	_				_	_	•	_				_	<u></u>	14	+_	#	中心	\sim	本ケ	/#			26
					標						_									-	. –	_							36
					標																穸	쁴.	رں	IE -	進	-	•	-	36 41
•	1				標]	Щ	女	王	•	又	ıΓ	· 'Ժ	吞	り	U	U	夫	坈	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	
	1	り に	吳戶	科	. •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	46

第1章 計画策定の基本的な考え方

I 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

我が国では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題の一つとして位置づけ、平成 11 年 (1999 年) に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画」について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義し、その促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めるよう努めること(第 14 条)としています。

仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進支援などの取組が進められ、令和2年度に国の男女共同参画基本計画(第5次)、令和3年度に茨城県男女共同参画基本計画(第4次)が策定されました。

牛久市でも、平成15年に制定した「牛久市男女共同参画推進条例」に基づき、平成29年度から令和4年度を計画期間とする「牛久市男女共同参画推進基本計画(第3次)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてまいりました。

この間、労働力人口の減少や少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症拡大による新しい生活様式の導入など、社会情勢が大きく変化しています。

こうした中、あらゆる分野で、女性の活躍推進や働き方の見直しなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組が一層求められており、女性はもとより、子ども、男性、高齢者それぞれが多様な生き方を選択できるよう、今後より一層の意識づくりや環境の整備が必要となっています。

更には、国連で採択された 2030 年までの国際目標である持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (持続可能な開発目標: SDGs)*の目標 5 として「ジェンダー*平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメント」が掲げられ、目標達成に向けた取組の強化が求められています。

このような状況を踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や諸課題に対応するとともに、国や県の男女共同参画基本計画を勘案して、中長期的な展望に立ち、市民、事業者、学校、行

政が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向性を示すため、「牛久市男女共同参画推進基本計画(第4次)」を策定します。

本文中で*マークのついた用語は、◇付属資料◇の用語解説(70~73ページ)に掲載しています。

2. 基本理念

「牛久市男女共同参画推進条例」第3条に規定する次の5つの 基本理念に基づき、この計画を定めます。

- (1) 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。
- (2) 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。
- (3) 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、市 における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同 して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなけ ればならない。
- (4) 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係 を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、 男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

3. 計画の性格

- (1) 本計画は「牛久市男女共同参画推進条例」第7条に基づき、 同条例の5つの基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関 する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計 画です。
- (2) 本計画は、市の基幹計画である「牛久市第4次総合計画」の関連計画として位置付けられ、各分野の事業と整合性を図りつつ事業を推進します。
- (3) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- (4) 本計画は、国の「男女共同参画基本計画(第5次)」、茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画(第4次)」を踏まえて 策定します。
- (5) 本計画は、市民・事業者・市が一体となって男女共同参画 社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画です。さま ざまな主体との連携と協働により計画を推進します。
- (6) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく、本市におけ る「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策について の計画」を含み、計画に該当する施策を、「基本目標Ⅱ・施策 の方向性2」に示します。
- (7) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(ドメスティック・バイオレンス(DV) 防止法)」* 第2条の3第3項に基づく、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を含み、計画に該当する施策を、「基本目標Ⅲ・施策の方向性1」に示します。
- (8) 本計画は、SDGsの目標5の達成に向けた取組として対応します。

4. 計画の体系

(1) 計画を実現するための基本的方向性

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

施策の方向性 I-1 男女共同参画の視点に立った意識改 革の推進

主な取組 I-1-1) ジェンダー平等の意識づくり

施策の方向性 I-2 教育・メディア等を通じた男女共同 参画に向けての理解の促進

主な取組 I-2-1) 一人ひとりの人権が尊重される社会 づくり

I-2-2) 学校等における男女共同参画の推進

I-2-3) 生涯にわたる学びのすすめ

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向性 II-1 政策・方針決定過程への女性の参画 拡大

主な取組 Ⅱ-1-1) 審議会、委員会への女性の積極的登 用

> Ⅱ-1-2) 市・企業・団体における女性の参画 促進

施策の方向性 II-2 雇用等における男女共同参画の推進 と仕事と生活の調和

主な取組 $\Pi - 2 - 1$) ワーク・ライフ・バランスの実現

II - 2 - 2) 女性が活躍できる働き方の実現

Ⅱ-2-3) 安心して就労できる環境づくり

施策の方向性 Ⅱ-3 地域における男女共同参画の推進

主な取組 Ⅱ-3-1) 男女がともに参画する地域活動の推進

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

施策の方向性 Ⅲ-1 あらゆる暴力の根絶

主な取組 Ⅲ-1-1) ドメスティック・バイオレンス (配 偶者等に対する暴力(DV)) の防止対 策の推進

> Ⅲ-1-2) さまざまなハラスメント等防止対策 の推進

Ⅲ-1-3) 相談・支援体制の充実

施策の方向性 Ⅲ-2 男女共同参画の視点に立った生活上 の困難に対する支援と多様性を尊重 する環境の整備

ソンダ境の主用

主な取組 Ⅲ-2-1) 持続可能で多様な働き方の実現

Ⅲ-2-2) 援助が必要な家庭への支援

III - 2 - 3) 多様性を認め合うダイバーシティ*社会の実現

施策の方向性 Ⅲ-3 生涯を通じた健康支援

主な取組 Ⅲ-3-1) 妊娠・出産・育児に関する健康支援

Ⅲ-3-2) 健康保持・増進に向けての支援

施策の方向性 Ⅲ-4 防災における男女共同参画の推進

主な取組 Ⅲ-4-1) 防災意識の高揚と地域防災活動の支

援・充実

(2) 推進体制と進行管理

1. 市の推進体制の充実

2. 連携の強化

3. 進行管理等

5. 計画の期間

計画期間は令和5年度(2023年)から令和9年度(2027年)までの5年間とします。



Ⅱ 牛久市における男女共同参画の現状と課題

第3次牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画の数値目標・成果指標の状況

第3次牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画では、行政 が事業を行う上で目標とする数値として24項目の数値目標を、男 女共同参画社会の進展の度合いを測る目安として9項目の成果指 標を設定しました。

牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画(第3次)令和3年度実施状況報告書によると、令和3年度末時点の現状値で目標を達成した数値目標は5項目にとどまりました。目標値に達していない19項目のうち、10項目は基準値である平成28年度実績値と同等または改善が見られましたが、9項目は平成28年度実績値を下回ったあるいは改善が見られませんでした。目標未達成の大きな要因として新型コロナウイルスの影響がありますが、未達成の要因を分析し、改善策を講じていく必要があります。

(1) 数値目標の状況

■ 基本目標 I (第 3 次) 男女が互いの人権を尊重するための意識 の改革

		H 2 3	H 2 8	R 4	R 3	
No.	数値目標	(2011)	(2016)	(2022)	(2021)	担当
		実績値	実績値	目標値	現状値	
1	男女共同参画に関する出前講座実	年 1 回	年 1 回	年 2 回	実績な	市民活動課
	施数	開催	開催	開催	し	男女共同参
						画推進室
2	管理職研修の出席率	51.8%	87.5%	90%	83.04%	市民活動課
						男女共同参
						画推進室
3	両親学級「Happyマタニティ講座」	63.6%	76.3%	94%	71.9%	健康づくり
	(旧にんぷっぷ教室)の夫(パート					推進課
	ナ-) の参加率					

■ 基本目標 II (第 3 次) 男女があらゆる分野に参画できる環境 の整備

		H 2 3	H 2 8	R 4	R 3	
No.	数 値 目 標	(2011)	(2016)	(2022)	(2021)	担当
		実績値	実績値	目標値	現状値	
4	投票管理者及び立会人(期日前・	18.2%	16.3%	20%	18.2%	総務課
	当日)の女性の割合					
5	審議会等における女性委員の割合	23.5%	23.5%	30%	28.5%	各課
6	市の女性管理職の割合(課長補佐	18.9%	19.1%	23%	22.3%	人事課
	以上)					
7	行政区の女性区長・副区長の割合	6.3%	7.4%	15%	11.7%	市民活動課
8	女性消防団員数	4 人	9 人	15 人	10 人	防災課

■基本目標皿(第3次) 男女が多様なライフスタイルを可能に する環境の整備

		H 2 3	H 2 8	R 4	R 3	
No.	数 値 目 標	(2011)	(2016)	(2022)	(2021)	担当
		実績値	実績値	目標値	現状値	
9	女性農業士数	2 人	3 人	4 人	3 人	農業政策課
10	家族経営協定*「我が家のきずな」 の見直しを行った農家数	該 当 な し	0 件	5 件	0 件	農業政策課
11	市男性職員の育児休業取得者数	0人	0人	1 人	0人	人事課
12	市内保育施設の認可定員数	1, 380 人	2, 014 人	2, 198 人	2,039 人	保育課
13	O 歳 児 保 育 実 施 保 育 園 数 (分 園 を 含 む)	8 箇 所	16 箇 所	21 箇 所	19 箇 所	保育課
14	障 害 児 保 育 実 施 保 育 園 数 (療 育 支 援 加 算 対 象 施 設)	該 当 な し	1 箇 所	5 箇 所	4 箇 所	保育課
15	児童クラブ待機児童数	該 当 な し	0 人	0人	20 人	教育企画課
16	保育園における男性保育士数(分園を含む)	0人	7 園 /19 園	各 園 1 人	6 園 (9 人) /19 園	保育課
17	ふれあいサービス協力会員登録者 数	79 人	88 人	130 人	106 人	社会福祉協議会
18	地域包括支援センター設置数	1 箇 所	1 箇 所	2 箇 所	2 箇 所	高齢福祉課

■基本目標 IV (第 3 次) 男女が健やかに安心して暮らせる生活環境の整備

		H 2 3	H 2 8	R 4	R 3	
No.	数 値 目 標	(2011)	(2016)	(2022)	(2021)	担当
		実績値	実績値	目標値	現状値	
19	生後4ヶ月までの乳児全戸訪問の	87.1%	100%	100%	100%	健康づくり
	実 施 率					推進課
20	地域子育て支援拠点施設(子育て	該当	5 箇 所	子育て	子育て	こども家庭
	広場および地域子育て支援センタ	なし		広場 6	広場 6	課
	一)数			箇 所·	箇所・	保育課
				子育て	子育て	
				支 援 セン	支援 セン	
				9- 15	9-14	
				箇 所	箇 所	
21	特定健診受診率	該当	31.4%	45%	26.2%	健康づくり
		なし				推進課
22	イ ン フ ル エ ン ザ 予 防 接 種 接 種 率	該当	41.3%	52%	56.6%	健康づくり
	(高齢者)	なし				推進課
23	かっぱつ体操普及員数	241 人	303 人	320 人	194 人	医療年金課
24	一家にひとり地域ヘルパー養成講	333 人	424 人	437 人	498 人	社会福祉協
	座受講者数		<u> </u>			議会

(出典:牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画(第3次)令和3年度実施状況報告書)

(2) 成果指標の状況

■基本目標 I (第3次)

男女が互いの人権を尊重するための意識の改革

実績値実績値実績値実績値男1 「牛久市男女共同参画推進条例・基本 計画」の認知度条例認知度 21% 基本計画認 知度 17%条例認知度 17% 基本計画認 知度 15%条例認知度 22.	R 3
1「牛久市男女共同参画推進条例・基本 計画」の認知度条例認知度 21% 基本計画認 知度 17%条例認知度 17% 基本計画認 知度 15%	2021)
計画」の認知度21%17%22.基本計画認基本計画認基本計画認知度 17%知度 15%知度	!
基本計画認 基本計画認 基本 知度 17% 知度 15% 知度	認知度
知度 17% 知度 15% 知度	1 %
	計画認
2 性別による固定的役割分担の解消度 62% 68% 8	18.8%
	1.4%
3 社会通念・慣習・しきたりにおける男 18% 18% 1	4.9%
女平等感	
4 夫婦の家事分担割合 16% 20% 1	6.8%
(平均) (平均) (平均)	平均)
5 家庭生活における男女の地位の平等感 19% 23% 2	1.7%
6 公的相談機関の周知度 31% 26% 1	5.9%

■基本目標 II (第3次) 男女があらゆる分野に参画できる環境 の整備

No.	成果の指標	H 2 3 (2011) 実績値	H 2 8 (2016) 実績値	R 3 (2021) 現状値	
7	地域社会における男女の地位の平等感	31%	31%	27.1%	

■基本目標皿(第3次) 男女が多様なライフスタイルを可能に する環境の整備

N	o. F	成果の指標	H 2 3 (2011) 実績値	H 2 8 (2016) 実績値	R 3 (2021) 現状値
8	日 日 事 と 家 庭 が 両	可立しやすい環境度	37%	38%	35.3%

■ 基本目標 IV (第 3 次) 男女が健やかに安心して暮らせる生活環境の整備

No.	成果の指標	H 2 3 (2011) 実績値	H 2 8 (2016) 実績値	R 3 (2021) 現状値
9	健康だと感じている人の割合	69%	71%	67.4%

2. 牛久市男女共同参画に関する市民意識調査結果について

【調査概要】

・調査の対象: 市内在住の満 18歳以上 70歳未満の市民 3,000 人

(男性 1,500 人, 女性 1,500 人)

・標本の抽出: 住民基本台帳からの無作為抽出

調査実施期間: 令和3年9月1日から令和3年9月30日

• 有効回収数: 有効回収数 938 票

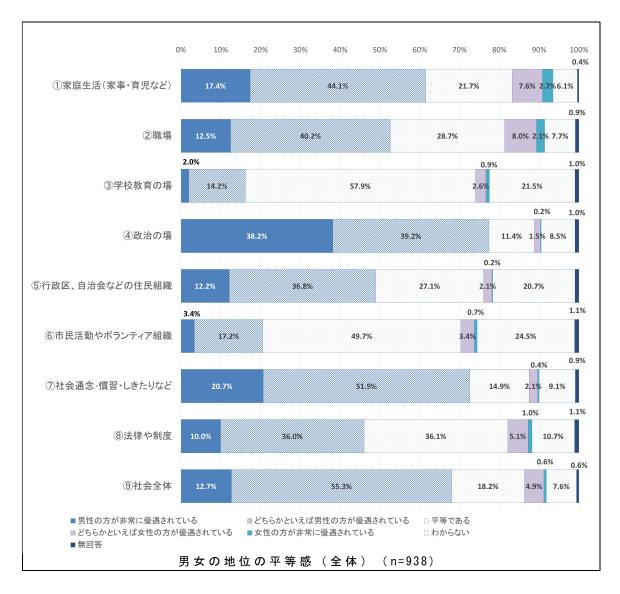
(男性 402 票、女性 518 票、回答しない 18 票)

• 有効回収率: 有効回収率 31.3%

(1) 男女共同参画社会や家庭での役割分担について

- 社会や家庭での各場面における男女の地位の平等感に関して、「平等」と回答した人の割合が最も高いのは「学校教育の場で」の 57.9%でした。続いて、「市民活動やボランティア組織」が 49.7%、「法律や制度」が 36.1%でした。質問した 9 場面すべてにおいて、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた「男性優遇」の割合が「女性優遇」の割合を上回りました。
- 家庭内での夫婦の役割分担に関して、食事のしたく、洗濯、掃除、日常の家計管理、といった日常的な家事は、「すべて私が担当している」と回答した女性の割合が 40%を超える結果となりました。「家庭内での夫婦の役割分担について満足しているか」という質問については、「満足している」あるいは「どちらかといえば満足している」と回答した男性が 78.3% (女性回答 53%) であったのに対し、「不満である」あるいは「どちらかといえば不満である」と回答した女性が 34.8% (男性回答 8.4%) となり、男女の回答に大きな差が見られました。





(2) 男女が働くことについて

- O 就業状況に関して、男性の有職者では「被雇用者(正規雇用)」が 76.6%、女性の有職者では「同(正規雇用)」が 47.4%、「同(非正規雇用)」が 45.6%を占めました。
- 職場での性差別に関する質問に関して、全体では職場での性差別は「ない」と回答した割合が 60%以上を占めました。しかし、「パワー・ハラスメントなど」を「ある」とする回答が 29.3%、「育児・介護休業を取りにくい職場の雰囲気」を「ある」とする回答が 23.8%ありました。
- 仕事とその他の生活(家庭生活や地域活動など)を両立させる上での悩みや問題に関しては、男性は「仕事の負担が大きく体力的、精神的に大変である」が 31.1%、次いで「自分自身の趣味や生きがいを考えるゆとりがない」が 20.6%、女性は「家事を十分やる時間がない」が 30.9%、次いで「自分自身の趣味や生きがいを考えるゆとりがない」が 27.4%という結果が出ました。

○ 収入と労働時間に関して、男性は、自身の収入のみで家計を占めている人が 33.3%いた一方で、女性は 21%が無収入でした。また、女性の収入が家計の半分以下である割合は 69.8%を占めています。収入と労働時間との考え方についての質問では、男女ともに「収入が若干減っても、労働時間が短くなる方が良い」の回答がもっとも多くありました(全体 26.4%、男性 25.6%、女性 28%)。

(3) 地域活動について

○ 地域活動への参加経験に関して、全体では「参加して、役員経験がある」と回答した方の割合がもっとも多かった項目が、「PTAや保護者会などの活動」で 25.8%、次いで「子ども会など、子ども関連の活動」で 20.9%、「行政区・自治会」で 19.6%でした。全体として女性の方が地域活動への参加を経験した回答者の割合が高く、特に「PTAや保護者会などの活動」や「子ども会など、子ども関連の活動」では、参加して役員経験があると回答した女性の割合が、それぞれ 41.1%、33%ありました。

(4) 日常生活について

- O ゆとりに関して、「時間的なゆとりがない」と回答した割合は 全体の 38%ありました。「経済的なゆとりがない」は 45.3%、 「精神的なゆとりがない」は 41.9%ありました。
- ストレス状況に関して、ストレスやイライラを「しょっちゅう 感じる」あるいは「時々感じる」と回答した割合は全体の 79.6% あり、女性の 25.5%は「しょっちゅう感じる」との回答でした。
- 悩みに関して、日常生活で「かなり大きな不安、悩みがある」 人は全体で 15.6%ありました。「それほど深刻ではないが不安、 悩みがある」人 58.3%を加えると、全体の 73.9%が何らかの不 安や悩みを抱えていることがわかりました。悩みの内容は多岐 にわたっていますが、男女ともに「自分の仕事のこと」がもっ とも多い(男性 60.4%、女性 44.3%)。女性は「子どものこと」 が2番目に多いほか、男性と比べて「夫婦関係」、「配偶者の 仕事」の悩みが多くありました。
- 生活時間に関して、家事・育児・介護に費やす時間は、男性の26.6%が「なし」でした。他方で、女性の33.2%が「5時間以上」との回答でした。女性の方が家事・育児・介護に実際に費やす時間が圧倒的に多い現状が浮かび上がりました。仕事時間は、男性の77.9%及び女性の49.6%が「7時間以上」を費やしており、女性は「なし」が20.8%でした。余暇や趣味の時間は、全体の10.2%が「なし」であり、もっとも多かったのが「1~3時間未満」で52.2%でした。地域活動やボランティアの時間は、「なし」が77.8%と多数を占めました。
- O 健康状態に関して、健康状態が「非常によい」あるいは「まあよい」と回答した割合が 67.4%、「少し具合が悪い」あるいは「かなり悪い」と回答した割合が 32.3%でした。

(5) 男女間の暴力について

- O被害経験に関して、過去5年間に配偶者や恋人などから何らかの暴力を受けた経験がある方は全体の17.4%ありました。その内訳は、男性が13.4%、女性が20.1%と、男性よりも女性の割合が多くありました。暴力のうち、特に精神的・心理的な暴力の被害割合が高いことがわかりました(全体の15.1%)。
- 被害経験のある被害者のうち、被害経験を誰かに相談した人は、 全体の 32.5%でした。

(6) 市の施策・行政のあり方について

- 男女共同参画施策の認知度は総じて低く、どの施策も「知らない」が多数を占めました。「内容も含めて知っている」あるいは「聞いた(見た)ことはある」の割合は2割程度でした。
- O 市に望む男女共同参画の施策に関しては、全体では、「学校における男女平等教育の充実」「介護サービスの充実」「保育サービスの充実」「女性の再就職や起業支援の充実」が、他の項目を大きく上回って上位4位を占めました。また女性の回答では「女性特有の病気、健康問題に配慮した保健・医療サービスの充実」が16.8%ありました。

このように、意識調査の結果あきらかになった育児・家事・介護・地域活動といった性別や年齢によって異なる生活のあり方や課題を、個人の選択の結果や意識の問題に収束せず、市民の暮らし全般の問題として大きな視野で読み取り、対処していかなくてはなりません。



3. 市内・準市内事業所の男女共同参画推進状況アンケート調査結果について

【調査概要】

・調査の対象: 入札資格審査申請をした事業者のうち、牛久市内に

本社を置く市内事業者と、市内に支店・営業所を置く

準市内事業者

調査実施期間: 5年間(平成29年度~令和3年度)(年1回実施)

•回収数: 141 事業所(H29)、91 事業所(H30)、131 事業所(R1)、

84 事業所 (R2) 、121 事業所 (R3)

(1) 事業所について

回答のあった全事業所のうち従業員数10人以下の事業所が全体の約60%を占めました。また、女性従業員の割合が全従業員数に占める割合が2割未満である事業所は調査年により幅があり全体の30~48%を占めました。

(2) 男女の雇用と女性の登用状況について

女性管理職(課長級以上)のいる事業所は全事業所の約 40%でした。女性管理職のいる事業所における部長級以上の女性の割合は調査年により幅があり、4~22.2%でした。

(3) 育児・介護休業制度について

育児休業制度の規定がある事業所の割合は 40~48%であり、いずれの年も過半数には達しませんでした。男性従業員の育児休業取得率は調査年により幅があり、0~31.4%でした。介護休業制度の規定がある事業所の割合は 38~44%であり、過半数には至りませんでした。

(4) 仕事と家庭の「両立支援」について

育児・介護を行う従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所割合は、35~40%と約4割でした。取組の内容は、短時間勤務や時間外労働の免除または制限、子の看護休暇制度、始業終業時刻の繰り上げ・繰下げなど多岐にわたっています。

(5) 次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定 について

次世代育成支援対策推進法(平成 15 年 7 月制定)に基づく事業 主行動計画を策定した事業所の割合は 6~10%と約1割にとどま りました。

女性を積極的に活用する事業所の割合は39~52%でした。取組内容としては、女性の積極的登用、両立支援制度の整備、男女の固定的な役割分担の見直し等が挙げられました。

(6) 職場でのセクシュアル・ハラスメントの防止について

職場でのセクシュアル・ハラスメントの防止に対する取組を行っている事業所は、調査年により 29~53%と幅があるものの、約半数にとどまりました。取組例としては、就業規則への記載、相談窓口の設置が挙げられましたが、安心して相談できる外部相談窓口に関する周知・啓発を進めていく必要があります。

4. 課題と対応

第3次基本計画・実施計画の取組状況や、市民意識調査結果、 事業所アンケート調査結果を踏まえ、本市における男女共同参画 に関する課題を整理します。

(1) ジェンダー平等に関する意識啓発の強化

市民意識調査では「政治の場」、「職場」、「家庭生活」、「社会通念、慣習、しきたりなど」、そして「社会全体」で、男女等ではなく「男性優遇」であるという回答が過半数を超えており、ジェンダー平等が実現されているとは言えません。また、「食事のしたく」、「洗濯」、「掃除」といった日常的な家事は「すべて私が担当している」と回答した女性が40%を超え、女性の負担が大きいことが確認されました。このような男女の役割分担に思いてきいことが確認されました。このような男女の役割分担に思いてきいことが確認されました。このような男女の役割分担に思いてきる。

男女共同参画政策の認知度は2割程度と低く、どの施策・政策も「知らない」が多数を占めており、認知度を高める関連情報発信の取組が求められます。

一人ひとりがお互いの人権を尊重し、支えあいながら生き生きと暮らしていけるジェンダー平等を実現していくために、あらゆる世代を対象に、根強い固定的性別役割分担意識やジェンダーギャップ*の解消につながる意識啓発等の取組をさらに進める必要があります。

⇒ 第 4 次計画基本目標 I 「男女共同参画社会の実現にむけた基盤の整備」にて対応

(2) 職場、地域などあらゆる場面での個人の能力を発揮する機会の推進

本市では審議会等の委員や市職員管理職等への女性の登用に数値目標を定め取り組んでおり、改善はみられたものの、目標を達成できていません。市民意識調査においても、「政治の場」、「職場」、「行政区、自治会などの住民組織」といった各場面においては「男性優遇」であると認識する市民は多く、その改善が求められています。

事業所アンケート調査結果からは、仕事と家庭の両立支援や女性の登用、ハラスメント防止などの取組が十分になされているとはいえず、今後も引き続き事業所経営層の意識の啓発を行っていくとともに、行政と事業所の窓口をつなげ、連携して男女共同参画を進めていく必要があります。

個人の能力を発揮するため、だれもが、自らの意思に基づき、 社会のあらゆる分野での活動に参画していくことは、男女共同参 画社会を形成するうえでの基盤となるものです。各場面、各組織 において、女性をはじめとする多様な方々の意見を得ることの重 要性を認識し、積極的に女性の参画を進める必要があります。

⇒ 第 4 次計画基本目標 II 「あらゆる分野における男女 共同参画の推進」にて対応

(3) 家事・育児・介護などを担う方が安心して生活を営むための環境整備

持続可能で多様な働き方の実現のためには、家事や育児といった家庭内のことを、男女が協力し合いながら取り組むことが不可欠です。今後は育児と介護に同時に直面する家庭も増加することが予想される中で、仕事と生活のバランスを維持できずに離職を選択せざるを得なくなったり、女性のみが過大な負担を強いられたりすることが懸念されます。

意識調査においても、日常的な家事は「すべて私が担当している」と回答した女性の割合が 40%を超え、女性に負担が集中していることが確認されました。また、男性も女性も仕事とその他の生活(家庭生活や地域活動など)と両立させるうえで、悩みを抱える方が多いことも確認されました。

こうした状況を踏まえ、出産・育児・介護などを担う方が社会で活躍できるよう、男女の家事分担の実践や介護のためのサービスの充実を図り、職場における育児・介護休業や休暇を取得しやすくする環境整備などに向けた取組が必要です。

⇒ 第 4 次計画基本目標 III 「安全・安心な暮らしの実現」 にて対応

また、第3次計画の取組状況や市民意識調査で確認された主な諸課題と第4次計画での対応は次表のとおりです。

第3次計画より確認された主な課題	第4次計画での対応
数値目標 24 項目のうち、令和 3 年度末現在で、未達成の項目が 19 ある。	行政が事業を行う上で目標とする数値と しての適否を検討したうえで、第 4 次計画 の数値目標に定め進捗を管理する。
審議会等における女性委員の割合が令和3年度現状値28.5%で、目標値の30%に達していない。	主な取組Ⅱ-1-1)「審議会、委員会への女性の積極的登用」に位置づけ
市の女性管理職の割合(課長補佐以上)が 令和3年度現状値22.3%で、目標値の23% に達していない。	主な取組Ⅱ-1-2)「市・企業・団体における女性の参画推進」に位置づけ
児童クラブ待機児童数が令和3年度現状値 20人で、目標値の0人に達していない。	主な取組Ⅱ-2-1)「ワーク・ライフ・ バランスの実現」に位置づけ
市男性職員の育児休業取得者数が令和3年度現状値0人で、目標値の1人に達していない。	主な取組Ⅲ-2-1)「持続可能で多様な働き方の実現」に位置づけ
性的マイノリティ*からの相談件数が令和3年度実績0人と少ない。	主な取組Ⅲ-2-3)「多様性を認め合う ダイバーシティ社会の実現」に位置づけ
生後4か月までの乳児全戸訪問の実施率は令和3年度現状値で100%であるが、継続して対応していくことが求められる。	主な取組皿-3-1)「妊娠・出産・育児に関する健康支援」に位置づけ
女性消防団員数が令和3年度現状値10人で、目標値の15人に達していない。	主な取組Ⅲ-4-1)「防災意識の高揚と 地域防災活動の支援・充実」に位置づけ

市民意識調査により確認された主な課題	第4次基本計画での対応
社会や家庭での各場面における男女の地	主な取組I-2-1)「一人ひとりの人権
位の平等感に関して、男性優遇の割合が女	が尊重される社会づくり」に位置づけ
性優遇の割合を上回っている。	
職場での性差別に関して、「育児・介護休	主な取組Ⅲ-1-2)「さまざまなハラス
業を取得しにくい職場での雰囲気」があ	メント等防止対策の推進」に位置づけ
る、「パワー・ハラスメントなど各種ハラ	
スメント」が発生している	
全体の 73.9%が何らかの不安や悩みを抱え	主な取組Ⅲ-1-3)「相談・支援体制の
ている	充実」に位置づけ
女性の方が地域活動への参加を経験した	主な取組Ⅱ-3-1)「男女がともに参画
回答者の割合が高い。	する地域活動の推進」に位置づけ
収入と労働時間に関して、「無収入の女	主な取組Ⅱ-2-3)「安心して就労でき
性」が 21%、「収入が家計の半分以下であ	る環境づくり」に位置づけ
る女性」が 69.8%であった。	
健康状態が「少し具合が悪い」あるいは「か	主な取組Ⅲ-3-2)「健康保持・増進に
なり悪い」と回答した割合が 32.3%あった。	向けての支援」に位置づけ
ドメスティック・バイオレンス(配偶者等	主な取組Ⅲ-1-1)「ドメスティック・
に対する暴力(DV)) 被害経験者のうち、被	バイオレンス(配偶者等に対する暴力
害経験を誰かに相談した割合は全体の	(DV)) 防止対策の推進」に位置づけ
32.5%であった	
市に望む男女共同参画の施策として「学校	主な取組I-2-2)「学校等における男
における男女平等教育の充実」が 31.6%あ	女共同参画の推進」に位置づけ
った。	
市に望む男女共同参画の施策として「介護	主な取組皿-2-2)「援助が必要な個
サービスの充実」が 27.9%あった。	人・家庭への支援」に位置づけ
市に望む男女共同参画の施策として「保育	主な取組Ⅲ-2-1)「持続可能で多様な
サービスの充実」が 26%あった。	働き方の実現」に位置づけ

事業所アンケート調査により 確認された主な課題	第4次基本計画での対応
事業所において部長級以上の女性管理職の割合が4~22.2%であった。	主な取組Ⅱ-1-2)「市・企業・団体に おける女性の参画促進」に位置づけ
育児休業制度の規定がある事業所の割合 が 40~48%であった。	
男性従業員の育児休業取得率は O ~ 31.4% であった。	
介護休業制度の規定がある事業所の割合 が38~44%であった。	主な取組Ⅱ-2-1)「ワーク・ライフ・ バランスの実現」に位置づけ
育児・介護を行う従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所割合は、35~40%であった。	
次世代育成支援対策推進法に基づく事業 主行動計画を策定した事業所の割合は6 ~10%であった。	主な取組Ⅱ-2-2)「女性が活躍できる - 働き方の実現」に位置づけ
女性を積極的に活用する取組を行う事業 所の割合は 39~52%であった。	၂朝 C ガ V 天 が、」に 区 恒 フ い
職場でのセクシャル・ハラスメントの防止に対する取組を行う事業所の割合は 29~53%であった。	主な取組Ⅲ-1-2)「さまざまなハラスメント等防止対策の推進」に位置づけ

これらの検討を踏まえ、第4次計画においては、3つの基本目標、9つの施策の方向性、19の主な取組、103の具体的事業としました。

第3次計画の基本目標Ⅲ「男女が多様なライフスタイルを可能にする環境の整備」は、「就労の分野」に特化したものでしたが、第4次計画基本目標Ⅱ「あらゆる分野における男女共同参画の推進」でいう「あらゆる分野」に「就労の分野」も包め、第3次の基本目標Ⅱ及びⅢを第4次計画の基本目標Ⅱに統合しました。

そのため、第4次計画の基本目標は3つとしています。また、「具体的事業」は、終了した事業を排するとともに、「施策の方向性」及び「主な取組」との整合性を根拠に精査し設定しました。

なお、国の第5次男女共同参画基本計画、県の茨城県男女共同 参画基本計画(第4次)においても、基本目標を3つと定めてお り、それらとの整合性のとれた計画としています。

第3次計画と第4次計画の対応関係は次ページ図のとおりです。

◆基本計画の整理

▼坐午前四の走	_	Ŧ	
第3次基本計画			整理
■基本目標 I 男女が互いの人権を尊重するための意識の 改革		■基本目標Ⅰ	男女共同参画社会の実現に向けた基盤 の整備
主要課題1 男女共同参画の意識づくり		施策の方向性 I -1	男女共同参画の視点に立った意識改革 の推進
1) 男女平等に関する意識啓発	⇒	I -1-1)	ジェンダー平等の意識づくり
2) 男女共同参画の視点に立った社会制度及び慣習の見直し	⇒	I-1-1)	ジェンダー平等の意識づくり
3) 固定的な性別役割分担意識の解消	⇒	I-1-1)	ジェンダー平等の意識づくり
主要課題2 男女共同参画を推進するための教育の充実		施策の方向性 I -2	教育・メディア等を通じた男女共同参画 に向けた理解の促進
1) 学校等における男女共同参画の推進	⇒	I −2−2) ±	学校等における男女共同参画の推進
2) 家庭における男女共同参画の推進	⇒	I -2-1) -	- 人ひとりの人権が尊重される社会づくり
3) 生涯学習における男女共同参画の推進	⇒	I -2-3) 3	生涯にわたる学びのすすめ
主要課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 トメスティック・バイオレンス(配偶者等に対する暴力)	⇒		ジメスティック・バイオレンス(配偶者等に対する暴力
`´ の防止対策の推進 2) セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	⇒	(DV))の防止対策の推進 さまざまなハラスメント等防止対策の推進
	_		
3)相談体制の充実	⇒	Ⅲ-1-3) ᡮ	目談・支援体制の充実
主要課題4 メディア社会における男女共同参画の推進 1) 男女の人権を尊重した情報発信の推進	⇒	I = 2=1) -	-人ひとりの人権が尊重される社会づくり
	_		
2) 情報に対する判断力・活用能力の向上の促進	⇒		-人ひとりの人権が尊重される社会づくり
■基本目標 Ⅱ 男女があらゆる分野に参画できる環境の整備	i	■基本目標Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の 推進 政策・大会は宝温界のの女性の参画体
主要課題1 政策・方針決定過程への女性参画の促進		施策の方向性 II -1	政策・方針決定過程への女性の参画拡 大
1) 女性の政治参画意識の促進	⇒	II-1-2) ī	市・企業・団体における女性の参画促進
2) 審議会、委員会への女性の積極的登用	⇒	I -1-1) ₹	審議会、委員会への女性の積極的登用
3) 市・企業・団体における女性の参画促進	⇒	II-1-2) ī	市·企業·団体における女性の参画促進
E要課題2 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進			
)男性にとっての男女共同参画の推進	⇒	I -2-1) -	- 人ひとりの人権が尊重される社会づくり
2) 子どもにとっての男女共同参画の推進	⇒	I -2-1) -	-人ひとりの人権が尊重される社会づくり
主要課題3 地域社会における男女共同参画の推進) 男女がともに参画する地域活動の推進 2) まちづくりの分野での男女共同参画の推進	⇒	II-3-1) §	地域における男女共同参画の推進 男女がともに参画する地域活動の推進 男女がともに参画する地域活動の推進
3) 国際交流における男女共同参画の推進	⇒	II-3-1) }	男女がともに参画する地域活動の推進
■基本目標Ⅲ 男女が多様なライフスタイルを可能にする環境の整備	k		
主要課題1 あらゆる就労の場における男女共同参画の推進		施策の方向性 II -2	雇用等における男女共同参画の推進と 仕事と生活の調和
I) 雇用の場における男女の機会均等の徹底	⇒	II-2-2) 3	女性が活躍できる働き方の実現
2) 多様な就業形態における労働条件の向上	⇒	II-2-3) 5	安心して就労できる環境づくり
) 商工業・農業など自営業労働者の労働条件の向上	⇒	II-2-3) 5	安心して就労できる環境づくり
上要課題2 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推 進			
1) 職場における両立支援の推進	⇒	II-2-1)	フーク・ライフ・バランスの実現
2) 出産・保育・介護支援体制の充実	⇒	Ⅲ -3-1) ‡	妊娠・出産・育児に関する健康支援
主要課題3 男女の生涯にわたる雇用・就業の支援			
1) 能力開発のための学習機会の充実	⇒	II-2-3) 5	安心して就労できる環境づくり
2) 起業・再就職に対する支援	⇒	II-2-3) 5	安心して就労できる環境づくり
■基本目標Ⅳ 男女が健やかに安心して暮らせる生活環境 の整備	t	■基本目標Ⅲ	安全・安心な暮らしの実現
・ ール 上要課題1 生涯を通じた男女の健康支援		施策の方向性 Ⅲ-3	生涯を通じた健康支援
)男女の身体的特徴の理解と、性差に応じた健康支援	⇒		建康保持・増進に向けての支援
シ 妊娠出産に関する健康支援			壬娠・出産・育児に関する健康支援
) 健康保持・増進に向けての支援			建康保持・増進に向けての支援
	7	施策の方向性	
E要課題2 誰もが安心して暮らせる環境の整備		Ⅲ-2	仕事と生活の調和
)子育て支援体制の充実	⇒	Ⅲ-2-1) ‡	寺続可能で多様な働き方の実現
2) 介護者に対する支援体制の充実	⇒	Ⅲ-2-2) ‡	援助が必要な個人・家庭への支援
3) 援助が必要な家庭への支援	⇒	Ⅲ -2-2) ‡	援助が必要な個人・家庭への支援
4) 高齢者・障がい者に対する支援	⇒	Ⅲ -2-3)	多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現
5)外国人が暮らしやすい環境づくり	⇒	I -2-1) -	-人ひとりの人権が尊重される社会づくり

第4次基本計画

■基本日標Ⅰ	男女共同参画任芸の美規に同けた基 盤の整備
施策の方向性 I -1	男女共同参画の視点に立った意識改 革の推進
I -1-1)ジェンダー	平等の意識づくり
施策の方向性 I-2	教育・メディア等を通じた男女共同参画 に向けた理解の促進
I -2-1) 一人ひとり	Jの人権が尊重される社会づくり
I -2-2) 学校等に	おける男女共同参画の推進
I-2-3) 生涯にわれ	たる学びのすすめ
	施策の方向性 I - 1 I - 1 - 1) ジェンダー 施策の方向性 I - 2 I - 2 - 1) - 人ひとり

■基本目標 I あらゆる分野における男女共同参画の推進施策の方向性 I 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 II-1-1)審議会、委員会への女性の積極的登用 II-1-2)市・企業・団体における女性の参画促進施策の方向性 雇用等における男女共同参画の推進と II-2 II-2-1)ワーク・ライフ・バランスの実現 II-2-2)女性が活躍できる働き方の実現 II-2-3)安心して就労できる環境づくり施策の方向性 地域における男女共同参画の推進 II-3 II-3-1)男女がともに参画する地域活動の推進

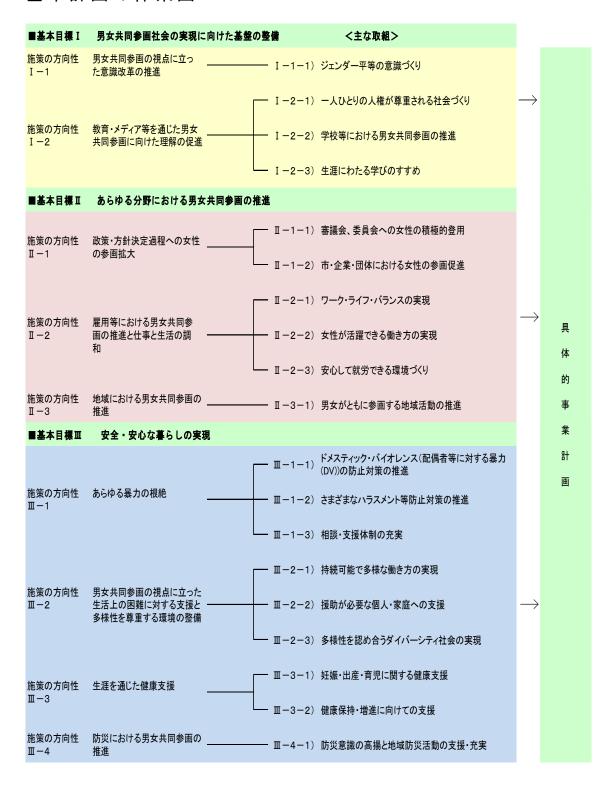
	■基本目標Ⅰ	I 安全・安心な暮らしの実現
	施策の方向性 Ⅲ-1	き あらゆる暴力の根絶
V	Ⅲ -1-1)	ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に対する暴力(DV))の防止対策の推進
	Ⅲ -1-2)	さまざまなハラスメント等防止対策の推進
	Ⅲ -1-3)	相談・支援体制の充実
	施策の方向性 Ⅲ-2	雇用等における男女共同参画の推進と 仕事と生活の調和
	Ⅲ-2-1)	持続可能で多様な働き方の実現
	Ⅲ -2-2)	援助が必要な個人・家庭への支援
	Ⅲ -2-3)	多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現
- 1	施策の方向性 Ⅲ-3	生涯を通じた健康支援
	Ⅲ -3-1)	妊娠・出産・育児に関する健康支援
	Ⅲ -3-2)	健康保持・増進に向けての支援
	施策の方向性 Ⅲ-4	b 防災における男女共同参画の推進

Ⅲ-4-1) 防災意識の高揚と地域防災活動の支援・充実

第2章 基本計画

I 計画を実現するための基本的方向性

基本計画の体系図



基本目標I

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

施策の方向性 I - 1 男女共同参画の視点に立った意識 改革の推進基盤の整備

く現状と課題>

- 市民意識調査によると、様々な分野における男女の地位は、「学校教育の場」では、男女ともに「平等である」と回答した割合が高い一方で、「社会全体」、「家庭生活(家事・育児など)」、「政治の場」では、「平等である」と回答した割合が低くなっており、不平等感が強くなっています。
- 女性の活躍を推進する上での諸課題について解決を図りながら、女性が個性と能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現や、男女の多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備が求められています。
- O 国際協調として、世界共通の持続可能な開発目標である SDGs の達成に向けた取組を進めます。

<主な取組>

I-1-1)ジェンダー平等に向けた意識づくり

- SDGs 目標 5 では「ジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメント」が定められています。あらゆる世代の誰もが能力を発揮し、ジェンダー平等の社会を実現するための意識を持てるよう、意識の改革に向けた各種講座・セミナー等の充実を図ります。
- O 固定的な性別役割分担を前提とした仕組みや慣習が見直され、 ジェンダーギャップの解消に資する啓発活動の充実を図りま す。

施策の方向性 I - 2 教育・メディア等を通じた男女 共同参画に向けた理解の促進

<現状と課題>

- 男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備も進んできましたが、依然として社会全体が変わるまでに至っていない要因の一つとして、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識*や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があることが挙げられます。
- 子どもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を 植え付けず、また、押し付けない取組、男女双方の意識を変え ていく取組が重要です。
- 年代に応じた多様な働き方、学び方、生き方の選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実が求められています。
- 各種メディアを通じて幅広い情報を提供・発信することによって、より多くの市民に男女共同参画の理解を促進し、意識を高めることが期待できます。
- SNSなどインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、ICTメディアリテラシー(パソコン、携帯電話などICTメディアの活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力までを含む考え方)を向上させるための教育が必要です。

<主な取組>

I-2-1)一人ひとりの人権が尊重される社会づくり

- O あらゆる世代を対象に、男女共同参画社会を実現するため、理解促進や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を図ります。
- 多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて、各分野における性別、年齢、性的指向や性同一、国籍などの多様性を受け入れ、認め合うための共同参画の取組を推進します。
- 人権教育を学校教育、社会教育の両面から推進します。

I − 2 − 2) 学校等における男女共同参画の推進

○ 「学びの共同体」*による学校づくり、「協同的な学び」による授業づくりを通し、男女の垣根のない、他者をリスペクトする人間関係作りを育みます。

- O 市職員や地域の方々など、様々な人々と協働しながら、地域や郷土の課題の解決に取り組む学習を通して、自己の生き方を見つめ直すなど、予測困難な未来を生き抜く児童生徒を育てる総合的な学習の時間の充実を図ります。
- O 不安や悩みを抱える児童生徒を支援するため、学校における相談の充実を図ります。

I-2-3) 生涯にわたる学びのすすめ

O 男女がともに積極的に社会へ参画するための学習の機会として、市職員が行う出前講座や、生涯学習に携わる団体等と連携した各種講座の充実を図ります。



基本目標Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向性 II - 1 政策・方針決定過程への女性の参 画拡大

く現状と課題>

- O 政策・方針決定過程への女性参画の推進は、他の分野での活動 を支える基本となる重要なものであり、男女共同参画社会基本 法の基本理念のひとつです。
- 〇 牛久市第3次男女共同参画基本計画策定後、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年)、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正(令和元年)など、女性活躍を推進するための法制度の整備が進みました。
- O しかしながら、国際的に見てみると、SDGs (持続可能な開発目標)のすべての目標の実現に必要なジェンダー平等の実現やジェンダー視点の主流化に沿った取組が各国で加速される中、日本の女性の参画は低い水準に留まっており、世界経済フォーラム(WEF)の 2022 年版「ジェンダーギャップ指数」では、日本は調査対象国 146 か国中 116 位でした。我が国における女性の政策・方針決定過程への女性参画は、他の先進諸国と比較して大幅に遅れていることから、他の自治体の平均を上回った分野でも、一層女性の参画を推進するよう努めていく必要があります。
- 〇 当市の現状をみると、審議会等の委員数に占める女性比率は 28.5%、牛久市議会議員数に占める女性議員の比率は 40.0%、市の一般行政管理職職員に占める女性管理職の比率は 22.3% (いずれも令和3年4月現在)、令和4年度指名登録業者(市内・準市内)における女性管理職(課長級以上)の比率は 7.0% となっている等、女性管理職の比率が 30%に達していない項目もあり、継続して積極的に取り組む課題といえます。
- O 女性の活躍を推進する上での諸課題について解決を図りながら、 女性が個性と能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できる男女共 同参画社会の実現が求められています。

<主な取組>

Ⅱ-1-1)審議会、委員会への女性の積極的登用

- 女性の人材情報を収集し、政策・方針決定過程への参画を促進していきます。
- O 審議会や委員会の委員の選出にあたっては、女性の積極的な登 用を図ります。
- O 市議会についての関心を高めるため、市議会の活動についての 広報活動を充実します。

Ⅱ-1-2)市・企業・団体における女性の参画促進

- O 民間の企業や団体でも方針決定過程への女性参画が促進されるよう、情報の提供や啓発活動を行います。
- 市役所においても、公務員法制上の平等取扱の原則や性別にかかわらない公正な人事評価に基づき、能力と実績に応じた適材適所の人事配置の原則に留意しつつ、女性の登用拡大を図ります。
- 牛久市男女共同参画ネットワーク組織の充実を図り、女性人材 や女性リーダーの育成に取り組むとともに、企業における政 策・方針決定過程への女性の参画を働きかけます。

施策の方向性 II - 2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

<現状と課題>

- 「男女雇用機会均等法」*では、募集・採用、配置・昇進、教育訓練等に係る男女の差別の禁止を定めており、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれた社会の実現が求められています。
- 市民意識調査によると、13.3%の人が、募集や採用時においての男女差別があると答えています。また、17.2%の人が賃金・昇格などにおける男女格差を感じており、14.6%の人が男女で職務内容を固定的に分けると答えています。女性がその能力を最大限に発揮できる環境とは、言えない状況です。
- O また、育児中の方は、家事・育児の負担が大きく、仕事との両立に困難を抱えています。雇用のあらゆる面で男女平等が確保

され、働くことを希望する全ての人がその能力を十分に発揮することができるように事業所への働きかけや、家事・育児に関する負担の軽減に向けた取組が必要です。

<主な取組>

Ⅱ-2-1)ワーク・ライフ・バランスの実現

- O 市内事業所等における育児・介護休業制度の導入及び取得状況 等の情報を収集するとともに、育児・介護休業制度の周知と導 入の促進を図ります。
- O 市内事業所等の働き方改革の促進に資するよう、多様な働き方 が可能な労働環境の整備と労働生産性の向上に関する事業所 等の取組を把握し、市ホームページ等を通じて発信します。
- O 行政において、育児休業、介護休業等が取得しやすい環境づく りを推進します。

Ⅱ-2-2)女性が活躍できる働き方の実現

- 男女雇用機会均等法に関する情報提供及び発信を行います。
- 積極的改善措置(ポジティブ・アクション:男女間の格差改善) の促進に関する啓発活動を行います。
- O 職業生活における女性の活躍を推進するため、事業所等の経営 層の意識改革を促進するために、関連情報を提供します。

Ⅱ-2-3)安心して就労できる環境づくり

- O 女性や若年者を含む求職者の正規雇用化を推進するため、県と連携し、就職相談、職業適性診断、カウンセリング、職業紹介までの一貫した支援に関する情報を提供します。
- 商工業・農業など自営業の方の労働条件の向上を図ります。
- セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントをはじめとしたさまざまなハラスメントを防止するため、理解促進や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を図り、男女が互いに人権を尊重し、共に責任を担うことができる男女共同参画社会の実現に取り組みます。

施策の方向性Ⅱ-3 地域における男女共同参画の推進

く現状と課題>

- 福祉、教育、環境、防災、産業振興などの様々な地域課題に対応するため、行政をはじめ、市民・事業者・団体が様々な取組を行っています。地域に住む人々の課題をよりよい形で解決し、地域における男女共同参画を一層推進するためには、これまでのような男女共同参画の理念の普及や社会参画を促進するための知識習得・意識啓発を更に進めていく必要があります。
- 地域における様々な課題を男女共同参画の視点に立って解決していくため、組織の運営や活動の進め方など方針決定への女性の参画を促進するとともに、地域の実情に合わせた、よりきめ細やかな問題解決をするための基盤づくりを進めます。
- また、将来にわたって活力のある社会を維持していくためには、 一人ひとりが夢や希望をもち、潤いのある豊かな生活を安心し て営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊か で多様な人材の確保、地域における魅力ある多様な就業の機会 の創出を一体的に進めることが重要です。

<主な取組>

Ⅱ-3-1) 男女がともに参画する地域活動の推進

- O 地域での交流や、自治活動、ボランティア活動、生涯学習活動、 元気農園、地域安全、環境保護活動、地域おこし、観光、まち づくり等への支援・情報提供を行い、男女がともに活動する地 域活動を促進します。
- 市実施事業における託児制度の導入を促進します。



基本目標皿 安全・安心な暮らしの実現

施策の方向性Ⅲ-1 あらゆる暴力の根絶

く現状と課題>

- O 殴る蹴るなどの身体的な苦痛や、暴言や監視・無視などの精神的な苦痛など、男女間のあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。市民意識調査によると、配偶者・パートナー・恋人から暴力を受けた経験については、「精神的・心理的暴力」が15.1%と最も高く、次いで「身体的暴力」が5.8%、「経済的暴力」が3.5%となっています。配偶者や恋人から暴力を受けた経験が「ある」と回答した割合は、女性(20.1%)が男性(13.4%)より高くなっており、暴力を受けた経験が「ある」と回答した方の61.3%が、誰とも相談しなかったとの結果が出ています。
- O 性犯罪・性暴力、ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に対する暴力(DV))、ストーカー行為、職場等におけるハラスメント防止の徹底、暴力が発生した際の的確な対応、そして相談体制の充実が必要です。

<主な取組>

Ⅲ − 1 − 1)ドメスティック・バイオレンス (配偶者等に対する 暴力(DV))の防止対策の推進

O ストーカー・DV 事案、性犯罪を未然に防ぐための啓発活動や講座等の開催をすすめます。

Ⅲ−1−2) さまざまなハラスメント等防止対策の推進

- ストーカー・DV 事案、性犯罪等に迅速かつ的確に対処するとともに、犯罪被害者やその家族等への支援を適切に行うため、被害者等が相談しやすい環境の整備を行います。
- セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントをはじめ とした各種ハラスメント*を防止するため、固定的な性別役割分 担意識の解消など、男女が互いに人権を尊重し、暴力を容認し ない社会環境づくりに向けた意識啓発を図ります。

Ⅲ-1-3)相談・支援体制の充実

〇 市庁内関係課、県、警察等関係機関との連携を促進し、被害者 支援の充実を図ります。

施策の方向性 III - 2 男女共同参画の視点に立った生活 上の困難に対する支援と多様性を 尊重する環境の整備

<現状と課題>

- 経済社会における男女が置かれた状況の違いを背景として、女性は貧困等生活上の困難に陥りやすくなっています。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性など社会的に弱い立場にある者に、より深刻な影響をもたらしています。
- 貧困等生活上の困難を解消し、その影響を断ち切るためには、 子どもの貧困対策のみならず、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要です。
- O いじめや人権侵害など様々な問題の発生を防ぐため、一人ひと りが人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが個性と能力を発 揮できる社会づくりが求められています。

<主な取組>

Ⅲ-2-1)持続可能で多様な働き方の実現

O 保育や在宅福祉等の充実を図ることで、出産・育児・介護など を担う方が社会で活躍できる労働環境づくりを促進します。

Ⅲ-2-2)援助が必要な個人・家庭への支援

- O 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう「教育支援」、「生活支援」、「就労支援」及び「経済的支援」に重点的に取り組み、子どもの貧困対策を推進します。
- 生活困窮世帯の子どもに対して、学び直しの機会の提供や学習 習慣などを身につけさせる学習支援事業の実施を促進すると ともに、支援内容の充実を図ります。
- O ひとり親家庭を対象として、養育費相談等家庭状況に応じた支援情報を提供します。

Ⅲ-2-3) 多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現

O 多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて、各分野における性別、人種、年齢、性格、学歴、価値観、マイノリティなどの多様性を受け入れ、認め合うための共同参画の取組を推進します。

施策の方向性Ⅲ-3 生涯を通じた健康支援

く現状と課題>

- O 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつ つ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共 同参画社会の形成に当たっての大前提となります。
- 心身及びその健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することは、健康的な生活を送るために必要です。特に、女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、年代ごとに大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点が重要です。
- また、成育医療の観点から、学童・思春期からの健康(月経など体のしくみや、月経困難症とその対応など月経に関する正しい知識を含む。)教育を充実させるとともに、全ての女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合えるような支援や、不妊治療と仕事の両立支援も必要です。
- O 健康寿命と平均寿命の差は男性に比べて女性の方が大きくなっています。人生百年時代を見据えて、一人ひとりのヘルスリテラシー(健康について最低限知っておくべき知識)を向上させるなどの支援が必要となっています。

<主な取組>

Ⅲ-3-1)妊娠・出産・育児に関する健康支援

- 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を行う子育 て世代包括支援センター「すまいる」の設置、産後ケア事業、 生後4か月までの乳児全戸訪問の実施など、安心して子どもを 産み育てることのできる相談体制を整備します。
- O 医療機関等の役割分担や広域的な連携強化などにより、総合的な小児・周産期医療体制の充実を図ります。
- 不妊に悩む夫婦への支援のため、高額になる特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、仕事と不妊治療の両立について職場での理解を深め、従業員が働きやすい環境を整える企業の取組を促進します。
- 仕事と育児を両立するための基盤づくりとなる、放課後児童クラブの整備を推進するとともに、放課後児童支援員の確保や質の向上を図ります。
- 地域の子育て支援の充実を図るため、親子の交流や育児不安等

についての相談、支援等を行う子育て支援拠点づくりなど、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

Ⅲ-3-2)健康保持・増進に向けての支援

- 乳がん、子宮がんなどのがん検診の普及啓発を進めるとともに 患者・家族への支援の充実を図るなど、総合的ながん対策を推 進します。
- O 生活習慣病を予防するため、健康体操の取組による普及啓発や、 循環器疾患や糖尿病重症化予防など疾病対策を推進します。

施策の方向性 II - 4 防災における男女共同参画の推進

く現状と課題>

○ 平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、増大する家事・育児・介護等が女性に集中したり、DV や性被害・性暴力が生じたり、といった困難が深刻化しないような配慮が求められています。

<主な取組>

Ⅲ−4−1)防災意識の高揚と地域防災活動の支援・充実

- 地域の防災リーダーを担う防災士の育成、自主防災組織の充実 や学校防災の向上等による自発的な地域防災を支援するとと もに、避難所における性別などによるニーズの違いを踏まえた 防災対策の取組を促進します。
- O 地域防災体制の中核を担う消防団の充実強化を図るため、消防 団員確保等のためのPRや支援を行います。



Ⅱ 推進体制と進行管理

1. 市の推進体制の充実

- ① 男女共同参画社会の実現に向けた各施策の推進にあたっては、所管するそれぞれの部署が連携し、総合的かつ効率的に進めていくことが必要です。このため、「牛久市男女共同参画推進会議」や下部組織である「牛久市男女共同参画推進会議ワーキングチーム」を充実することにより、市役所全体としての取組を推進します。
- ② 市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を導入し、施策を推進するための調査審議機関として、牛久市男女共同参画審議会を運営し、実施計画の進捗状況の確認などを実施します。
- ③ 男女共同参画を効果的に推進していくため、他自治体、事業者・団体などの取組についての情報を収集して市民に提供するとともに、市民の意識や実態を把握するための調査を定期的に実施します。

2. 連携の強化

- ① 男女共同参画社会の実現のためには、行政による各施策の計画 的推進とともに、市民一人ひとりの意識の変革や自主的な行動 が必要です。市民・団体・企業など多様な主体と行政とのパー トナーシップにより各施策を推進します。
- ② 男女共同参画社会の実現に向けて、県や近隣市町村・関係機関等との連携と協力体制の強化を図ります。

3. 進行管理等

- ① 計画に基づく男女共同参画施策の実施状況や、男女共同参画に 関連の深い統計調査の数値を指標として活用し、男女共同参画 の推進状況を把握するとともに、牛久市男女共同参画審議会へ の報告等を通じ、適切に進行管理を行います。
- ② 男女共同参画の推進に資するため、実施計画の進捗状況を取りまとめた年次報告書を作成し、公表します。

第3章 実施計画

I 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

牛久市男女共同参画推進基本計画(第4次)(令和5年3月策定)は、男女 共同参画社会の実現を目指し、「人権の尊重と男女平等」「男女の自立とパー トナーシップ」「まちづくりへの男女共同参画」を基本理念として、それらを 実現するために、基本計画の中で、

- I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進
- Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

の3つの基本目標を掲げ、市・市民・事業者が一体となって取り組むべき施策 の基本的方向性を示しました。

この実施計画は、基本計画の基本目標、施策の方向性、主な取組を具体化し、今後の効果的な取組を行うことを目的としています。

2. 計画の期間

令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)

3. 計画の進行管理

毎年度、この実施計画に登載された数値目標の達成や具体的事業の実現に向けた手段や実施状況を明記した実施状況報告書を作成し、「牛久市男女共同参画審議会」に意見を求めます。さらに、実施状況及び審議会の意見について「牛久市男女共同参画推進会議」に報告し、進行管理を行います。

Ⅱ指標項目の設定

1. 数值目標

男女共同参画の推進のため、数値目標を定めて当該目標達成に向けて取り組むもの

■ 基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

No.	数 値 目 標	R 3 (2021) 実績値	R 9 (2027) 目標値	担当
1	男女共同参画に関する出前講座	実績なし	年 3 回	市民活動課
	実施数			男女共同参
				画推進室
2	管理職研修の出席率	83.0%	100%	市民活動課
				男女共同参
				画推進室
3	両親学級(Happy マタニティ講	71.9%	90%	健康づくり
	座) の夫 (パートナー) の参加率			推進課

■ 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

No.	数値目標	R 3 (2021) 実績値	R 9 (2027) 目標値	担当
4	審議会等における女性委員の割合	28.5%	30%	各課
5	市の女性管理職の割合(課長補 佐以上)	22.3%	24.5%	人事課
6	女性農業士数	3 人	3 人	農業政策課
7	市男性職員の育児休業取得者数(該当者がいる場合)	0 人	1人	人事課
8	〇 歳 児 保 育 実 施 保 育 園 数 (分 園 を 含 む)	19 箇 所	19 箇 所	保育課
9	障害児保育実施保育園数(療育 支援加算対象施設)	4 箇 所	4 箇 所	保育課
10	児童クラブ待機児童数	20 人	0 人	教育企画課
11	保育園における男性保育士数(分園を含む)	6 園(9人)/19 園	14 園 (14人)/20 園	保育課

■ 基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

	■ 卒本日保田 女王・女心な春りしの夫坑					
		R 3	R 9			
No.	数値目標	(2021)	(2027)	担当		
		実績値	目標値			
12	生後4ヶ月までの乳児	100%	100%	健康づくり推		
	全戸訪問の実施率			進課		
13	地域子育て支援拠点施	子育て広場 6 箇	子育て広場 6	こども家庭課		
	設(子育て広場および	所(出張広場含	箇 所 (出 張 広	保育課		
	地域子育て支援センタ	む)	場含む)			
	一 数)	子育て支援セン	子育て支援セ			
		ター14 箇所	ンター14 箇所			
14	特定健診受診率	26.2%	35%	医療年金課、		
				健康づくり推		
				進課		
15	地域包括支援センター	2 箇 所	2 箇 所	高齢福祉課		
	設置数					
16	インフルエンザ予防接	未就学児 60.3%	未就学児 65%	健康づくり推		
	種 率	中 3 42.4%	中 3 50%	進課		
		高 3 27.9%	高 3 30%			
		高齢者 56.6%	高齢者 60%			
17	うしくかっぱつ体操普	194 人	206 人	医療年金課		
	及 員 数					
18	一家にひとり地域ヘル	498 人	598 人	高齢福祉課		
	パー養成講座受講者数			社 会福祉協議会		
19	女性消防団員数	9 人	15 人	防災課		
20	牛久市防災士部会女性	10 人	15 人	防災課		
	防災士数					
			<u> </u>	<u>. </u>		



2. 参考項目

男女共同参画推進の状況把握のため、数値を定めず当該状況に関する数値の推移を確認するもの。

■ 基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

No.	参考項目	R 3 (2021) 実績値	担当
1	社会全体でみた男女の地位が平等	18.2%	市民活動課男女
	であると感じている市民の割合		共同参画推進室

■ 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

No.	参考項目	R 3 (2021)	担当
		実績値	
2	投票管理者及び立会人(期日前・	18.2%	総務課
	当日)の女性の割合		
3	女性議員の割合	40.0%	庶務議事課
4	女性農業委員の割合	15.4%	農業政策課
5	小中義務教育学校の女性校長・副	校長 23%	学校教育課
	校長・教頭の割合	副校長・教頭	
		37.5%	
6	行政区の女性区長・副区長の割合	11.7%	市民活動課
7	小中学校の女性 PTA 会長の割合	7.7%	市民活動課

■ 基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

No.	参考項目	R 3 (2021) 実績値	担当
8	男女のための悩みごと相談件数	28 件	市民活動課男女
			共同参画推進室
9	ドメスティック・バイオレンス	推進室延べ	市民活動課男女
	(DV) 関 連 相 談 件 数	1 件	共同参画推進室
		こども家庭	こども家庭課
		課延べ 97 件	

Ⅲ 計画を実現するための基本的方向性

※具体的事業の区分については、以下のとおりです。

継続・・・現在実施している事業を継続する

拡充・・・現在実施している事業を更に拡充する

新規・・・第4次計画期間(令和5年度~9年度)に新たに実施する

基本目標I

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

施策の方向性 I - 1 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進 <主な取組>

I-1-1) ジェンダー平等の意識づくり

事業番号	具体的事業	区分	担当
1	牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画、牛久市男女共同参画推進条例 の周知	継続	市民活動課男女共同参 画推進室、広報政策課
2	男女共同参画に関する市職員研修の実施	継続	人事課
3	男女共同参画に関する市管理職研修の 実施	継続	市民活動課男女共同参 画推進室
4	講演会・ワークショップ等の開催	新規	市民活動課男女共同参 画推進室
5	子ども議会の実施	継続	教育企画課
6	ボランティア体験講座や介護に関する 講座の実施	継続	社会福祉協議会
7	家庭教育学級における子育て講演会の 開催	継続	生涯学習課
8	男性の家庭教育への参画促進	継続	生涯学習課

施策の方向性 I - 2 教育・メディア等を通じた男女共同参画 に向けた理解の促進

<主な取組>

I-2-1) 一人ひとりの人権が尊重される社会づくり

事業番号	具体的事業	区分	担当
9	広報紙・情報紙等による男女共同参画 関連情報提供	継続	市民活動課男女共同参 画推進室、広報政策課
10	男女共同参画啓発図書資料(SDGs 含む) の充実	継続	中央図書館
11	広報紙作成における男女共同参画の視 点の導入	継続	広報政策課
12	ホームページ作成における男女共同参 画の視点の導入	継続	広報政策課 各課
13	高齢者及び障がい者等の社会参画の促 進に関する情報の提供、啓発	継続	高齢福祉課 社会福祉課

I-2-2) 学校等における男女共同参画の推進

事業番号	具体的事業	区分	担当
14	「学びの共同体」による学校づくり、 「協同的な学び」による授業づくりの 推進	新規	指導課
15	地域のヒト・モノ・コトを活用した総 合的な学習の時間の充実	新規	指導課
16	学校における相談体制の充実	新規	指導課

I-2-3) 生涯にわたる学びのすすめ

事業番号	具体的事業	区分	担当
17	出前講座の実施	継続	市民活動課男女共同参 画推進室
18	市民企画講座・いきいきライフ講座の 開催・初心者向け料理教室の開催	継続	生涯学習課

基本目標Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向性 II - 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

<主な取組>

Ⅱ-1-1)審議会、委員会等への女性の積極的登用

事業番号	具体的事業	区分	担当
19	審議会、委員会等への女性委員の積極的 登用	継続	市民活動課男女共同参 画推進室、各課
20	議会・政治参加の情報発信及び議会傍聴 の促進	継続	庶務議事課

Ⅱ-1-2)市・企業・団体における女性の参画促進

事業番号	具体的事業	区分	担当
21	企業等への情報提供·意識啓発活動の実 施	継続	市民活動課男女共同参 画推進室、商工観光課
22	女性管理職の積極的登用	拡充	人事課
23	男女共同参画ネットワーク組織の充実	拡充	市民活動課男女共同参 画推進室

施策の方向性 II - 2 雇用等における男女共同参画の推進と 仕事と生活の調和

<主な取組>

Ⅱ-2-1)ワーク・ライフ・バランスの実現

事業 番号	具体的事業	区分	担当
24	事業者への実態調査の実施	継続	市民活動課男女共同参 画推進室、商工観光課
25	育児・介護休業制度の周知と啓発 活動の実施	拡 充	市民活動課男女共同参 画推進室、商工観光課
26	行政における育児・介護休暇の取 得の促進	継続	人事課

Ⅱ - 2 - 2)女性が活躍できる働き方の実現

事業番号	具体的事業	区分	担当
27	男女雇用機会均等法及び同法に係る情報提供・発信	継続	商工観光課
28	積極的改善措置(ポジティブアクション:男女間の格差改善)*の促進に関する意識啓発	継続	市民活動課男女共同参画推進室
29	女性の経営参画のための講習会の 案内	継続	商工観光課
30	農業農村男女共同参画推進事業地 域検討委員会の運営	継続	農業政策課

Ⅱ-2-3)安心して就労できる環境づくり

事業番号	具体的事業	区分	担当
31	農業ヘルパー制度の利用促進	継続	農業政策課
32	労働条件向上に向けての関係機関 との連携強化	拡充	商工観光課
33	企業への労働条件向上に関する情 報提供と啓発活動の実施	継続	商工観光課
34	労働関連法の広報・啓発活動の実 施	継続	商工観光課
35	事業者への実態調査の実施	継続	市民活動課男女共同参 画推進室、商工観光課
36	様々な世代に対する起業・就労に 関する情報提供・発信	拡 充	商工観光課
37	起業に関する相談及び様々な世代 に対する就労に関する相談窓口の 設置	継続	商工観光課(商工会)、 農業政策課、社会福祉 課、こども家庭課

施策の方向性 II - 3 地域における男女共同参画の推進 <主な取組 >

Ⅱ-3-1) 男女がともに参画する地域活動の推進

中 恭			
事業番号	具体的事業	区分	担当
38	地域活動への支援及び情報提供	継続	市民活動課
39	ボランティア活動の参加促進	継続	市民活動課 社会福祉協議会
40	市実施事業における託児制度の導入	継続	市民活動課男女共同参 画推進室
41	元気農園事業の充実	継続	農業政策課
42	地域における生涯学習活動の支援及び 情報提供	継続	生涯学習課
43	地域における安心・安全のまちづくり の推進・啓発・情報の提供	継続	地域安全課
44	各小学校地区社会福祉協議会への支援	継続	社会福祉協議会
45	環境保護活動における男女共同参画の 促進	継続	環境政策課
46	地域おこし、観光、まちづくりに関す る人材育成	継続	商工観光課、農業政策 課
47	男女共同参画の視点を取り入れたまち づくりの推進	継続	都市計画課



基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

施策の方向性Ⅲ-1 あらゆる暴力の根絶

<主な取組>

Ⅲ - 1 - 1)ドメスティック・バイオレンス (配偶者等に対する暴力(DV))の防止対策の推進

事業番号	具体的事業	区分	担当
48	DV 防止に関する啓発活動の実施	継続	市民活動課男女共同参画 推進室
49	DV の未然防止のための講座・セミナーの開催	継続	市民活動課男女共同参画 推進室

Ⅲ-1-2) さまざまなハラスメント等防止対策の推進

事業番号	具体的事業	区分	担当
50	企業等に対するさまざまなハラスメン ト防止の普及啓発	継続	市民活動課男女共同参 画推進室、商工観光課
51	市職員のさまざまなハラスメント実態 調査の実施	継続	人事課
52	市職員・教職員のさまざまなハラスメ ント防止研修の実施	継続	人事課、指導課

Ⅲ − 1 − 3) 相談・支援体制の充実

事業番号	具体的事業	区分	担当
53	女性保護に関する相談の充実	継続	市民活動課男女共同参 画推進室、こども家庭課
54	男女のための悩みごと相談の実施	継続	市民活動課男女共同参 画推進室
55	相談業務に携わる市職員研修の実施	継続	人事課、各課
56	被害者支援施設との連携	継続	市民活動課男女共同参 画推進室、こども家庭課
57	市役所庁内・県配偶者暴力相談センター(女性相談センター)・警察等関係機関と連携した DV・ストーカー・性犯罪被害者支援の充実	継続	市民活動課男女共同参 画推進室、こども家庭 課、関係各課

58	性的マイノリティに対する相談体制の 充実	継続	社会福祉課、市民活動課 男女共同参画推進室
59	男性に対する相談体制の周知	継続	市民活動課男女共同参 画推進室
再掲(16)	学校における相談の充実	継続	指導課
60	子ども家庭総合支援拠点の運営	新規	こども家庭課

施策の方向性皿-2

男女共同参画の視点に立った生活上の 困難に対する支援と多様性を尊重する 環境の整備

<主な取組>

Ⅲ-2-1)持続可能で多様な働き方の実現

事業番号	具体的事業	区分	担当	
61	保育サービスの充実	拡充	保育課	
62	病児・病後児保育についての調査 研究	継続	保育課	
63	障がい児の保育園利用支援	継続	保育課	
64	放課後児童クラブの充実	継続	教育企画課	
65	在宅福祉サービスの充実	継続	社会福祉協議会	
66	ファミリーサポート事業の充実 (病児・病後児預かりを含む)	継続	社会福祉協議会	
67	地域子育て支援拠点施設(子育て広場 および地域子育て支援センター)の整 備	継続	こども家庭課、保育課	

Ⅲ-2-2)援助が必要な個人・家庭への支援

事業番号	具体的事業	区分	担当
68	医療福祉制度による医療費助成事業の 実施	継続	医療年金課
69	障がい者及び家族からの相談体制の充 実	拡充	社会福祉課

70	障がい者の居宅生活の支援	継続	社会福祉課
71	在宅療養者への支援	継続	社会福祉課
72	のぞみ園での発達支援の実施	拡充	社会福祉課、社会福祉 協議会
73	児童扶養手当の支給、養育費に関する こと等を含むひとり親支援についての 情報提供	新規	こども家庭課
74	就学援助費の支給	継続	学校教育課
75	奨学金の支給	継続	教育企画課
76	生理の貧困(学校のトイレの個室に生 理用品の設置を実施)	新規	学校教育課
77	ひとり親世帯、生活困窮者への支援	継続	社会福祉課、こども家 庭課
78	バリアフリー化の施策推進	継続	都市計画課、社会福祉 課、高齢福祉課
79	成年後見サポートセンターの運営	継続	社会福祉協議会

Ⅲ-2-3)多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現

事業番号	具体的事業	区分	担当
再掲 (58)	性的マイノリティに対する相談体制の 充実	継続	市民活動課男女共同参 画推進室、社会福祉課
80	いばらきパートナーシップ宣誓制度の 周知	新規	市民活動課男女共同参 画推進室
81	外国人講師による国際理解活動の促進	新規	市民活動課

施策の方向性 II - 3 生涯を通じた健康支援 <主な取組 >

Ⅲ一3一1)妊娠・出産・育児に関する健康支援

事業番号	具体的事業	区分	担当
82	両親学級「Happy マタニティ講座」の開 催	継続	健康づくり推進課
83	子育て相談の実施 ・家庭児童相談の実施 ・子育て電話相談の実施 ・乳幼児育児相談 ・巡回相談の実施 ・子育て世代包括支援センタ ーの設置	継続	こども家庭課、保育課健康づくり推進課、指導課
84	母性保護に関する広報活動の実施	継続	健康づくり推進課
85	母子保健サービスの充実 ・乳幼児健診、教室、相談、予防接種 の実施 ・妊産婦健康診査助成 ・不妊・不育症治療費助成 ・産後ケア事業の実施	拡充	健康づくり推進課
86	小児救急輪番制病院運営事業への支援	継続	健康づくり推進課
87	育児サークルの支援及び赤ちゃん交流 会の開催	継続	健康づくり推進課
88	母親クラブへの支援	継続	こども家庭課
89	牛久市子ども・子育て支援事業計画および牛久市次世代育成支援行動計画の 進行管理の実施	継続	こども家庭課
90	子育てサロンの運営	継続	こども家庭課
91	育児不安を抱える母親のグループミー ティングの実施	継続	健康づくり推進課

Ⅲ-3-2)健康保持・増進に向けての支援

事業番号	具体的事業	区分	担当
92	地域包括支援センターの運営	継続	高齢福祉課、社会福祉協議会
93	健康づくりに関する相談の実施	継続	健康づくり推進課

94	健康講座の実施	継続	健康づくり推進課
95	スポーツ分野における男女共同参画の 推進	継続	スポーツ推進課
96	禁煙に関する相談・教育・啓発の実施	継続	健康づくり推進課
97	健康診査及びがん検診等の実施	継続	医療年金課、健康づくり 推進課
98	メンタルヘルス事業の充実 ※男女に対する相談体制の確立	継続	社会福祉課、健康づくり 推進課、人事課 市民活動課男女共同参画 推進室
99	ヘルスロードの整備・充実	継続	健康づくり推進課
100	シニアクラブへの助成	継続	高齢福祉課
101	介護予防のための施策の推進	拡充	医療年金課、スポーツ推 進課

施策の方向性Ⅲ-4 防災における男女共同参画の推進 <主な取組>

Ⅲ-4-1)防災意識の高揚と地域防災活動の支援・充実

事業 番号	具体的事業	区分	担当
102	女性消防団員の登用	継続	防災課
103	防災の現場における男女共同参画の促 進	継続	防災課



◆ 付属資料 ◆



- 牛久市男女共同参画推進条例
- 牛久市男女共同参画審議会委員名簿
- 茨城県男女共同参画推進条例
- 男女共同参画社会基本法
- 男女共同参画に関する国・県・市の歩み
- 用語解説

■牛久市男女共同参画推進条例

平成 1 5 年 3 月 2 6 日 条 例 第 1 号

目 次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第7条―第15条)

第3章 性別による権利侵害の禁止 (第16条)

第4章 男女共同参画審議会(第17条—第22条)

第5章 補則(第23条)

附 則

日本国憲法は、すべての人は法の下に平等であり、性別により差別をしてはならないことをうたっている。我が国においては、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

牛久市においては、首都圏近郊整備地帯の指定を受けて以来、首都圏の衛星都市として人口及び世帯が増加傾向にあり、特に、核家族の割合が高いことが特徴となっていることから、出産や子育てを機に働きつづけることを断念する女性が多く、依然として性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が根強く残っており、自らの選択による多様な生き方が可能となる社会の達成には、なお一層の努力が必要である。

ここに、男女が、それぞれの個性と能力を十分に生かし、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の実現を目指し、牛久市を支えるすべての人々が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、牛久市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に 政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を 担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により個人の生活環境を害する 行為又は性的な言動を受けた個人の対応により、当該個人に不利益を与える行為を いう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的 に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民、事業者、国及び他の 地方公共団体と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野(以下「職域等」という。)において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に積

極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女 共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する男女共同参画の推進に関する施 策に積極的に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。) を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について策定するものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ 計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映する ことができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定するに当たっては、牛久市男女共同参画審議会に諮問 しなければならない。
- 5 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

第 9 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第 1 0 条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進についての関心と理解を深めるため、必要な啓発活動及び広報活動を行うとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市民等に対する支援)

第 1 1 条 市は、市民又は事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、当該活動に必要な情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものと する。

(苦情等の処理)

第12条 市民又は市内に通勤若しくは通学する者は、男女共同参画の推進に関す

る施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は相談その他の意見(以下「苦情等」という。)を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する苦情等の申出について、関係機関との連携を図る等適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(推進体制の整備)

第 1 3 条 市は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努める ものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第14条 市は、附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の 4第3項の規定に基づく附属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員 の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画の状況の公表)

第 1 5 条 市長は、毎年、市が講じた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況 について、公表するものとする。

第3章 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第 1 6 条 何人も、職域等において、性別を理由とする差別的な取扱い、及び人権の侵害を行ってはならない。

- 2 何人も、職域等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、その配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的 行為を行ってはならない。

第4章 男女共同参画審議会

(設置)

第 1 7 条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施 策及び重要事項を調査審議するため、牛久市男女共同参画審議会(以下「審議会」 という。) を置く。

(組織)

第18条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、 第1号に規定する委員については、公募によるものとする。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係機関及び団体の構成員

(任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期

は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条審議会は会長が招集し、会長が、会議の議長となる。

2 会長が必要であると認めたときは、審議会への関係者の出席を求めることがで きる。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、男女共同参画担当課において行う。

第5章 補則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に定められている男女共同参画の推進に関する市の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進 を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

■ 牛久市男女共同参画審議会委員(第 10 期)名簿

氏 名	所属・役職名等	備考
飯田 昭夫	小 坂 行 政 区 長 (奥 野 地 区 行 政 区 代 表)	
大久保典文	公募	
大竹 敦子	牛久第二小学校校長	
大橋 澄子	かわはら台行政区長(岡田地区行政区代表)	
岡見清	牛久市社会福祉協議会常務理事兼事務局長	
金谷 正彦	前茨城県男女共同参画推進員	净
桜井 弓子	常陽銀行ひたち野うしくリテールステーション 支店長	R4.4.1 から R4.11.13まで
吉田 尚未	常陽銀行牛久支店	R4.11.13から
小路 真弓	上町ふれあい保育園 園長	
杉浦 輝昭	牛久市商工会青年部 26 代部長	
付 月	茨 城 大 学 人 文 社 会 科 学 部 准 教 授	
本多 恭子	女化ブルーベリーの森	
村武 修司	牛久市ネットワーカー連絡協議会会長	
森口 亘子	牛久市女性消防団	
森川 志子	社会医療法人若竹会介護老人保健施設セントラル土浦	副会長
山田 俊克	第2つつじが丘行政区長(牛久地区行政区代表)	

任期:令和4年4月1日から5年3月31日まで

平成13年3月28日公布

目 次

前文

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条一第18条)

第3章 性別による権利侵害の禁止(第19条)

付 則

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な 取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合 的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び 国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、 基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の 推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活にお ける活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に

積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

- 第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとと もに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男 女共同参画推進月間を設ける。
- 2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

- 第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」)という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1)総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 6 第 1 項及び前 3 項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。) について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために 必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第 1 0 条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、 分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第 1 1 条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものと する。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、

協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

- 第 1 4 条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を 整備するものとする。

(推進体制の整備)

第 1 5 条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努める ものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、付属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の 4第3項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委 員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとす る。

(男女共同参画の状況についての報告等)

- 第 1 7 条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。
- 2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。
- 3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他 の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、 県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3章 性別による権利侵害の禁止

第 1 9 条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を 受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当 該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為 を行ってはならない。

■男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日公布

目 次

前 文

第1章 総則(第1条-第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条-第20条)

第3章 男女共同参画会議 (第21条-第28条)

附則

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を 決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もっ

て男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、 かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため 必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供す ることをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、 男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮す る機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わ なければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の 支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族 の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことがで きるようにすることを旨として、行わなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有 していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わな ければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に 関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じ た施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、 基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければな らない。

(法制上の措置等)

第 1 1 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講 じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を 作成し、これを国会に提出しなければならない。
- 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画 的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以 下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ー 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合 的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の 案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男 女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域に おける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以 下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成

の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、 当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について の基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努 めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 1 6 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の 理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は 男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理 のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形 成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るた めに必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定 に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援す るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女 共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項 を調査審議すること。
 - 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内 閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を 監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必 要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べる こと。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - ー 男内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理 大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 1 0 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女いずれかの一方の議員の数は、同号に規定する議員の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第 2 6 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、 2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開

陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 略
 - 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並び に第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、 当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、 その日に満了する。
 - 一から十まで 略
 - 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

(以下略)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

■ 男女共同参画に関する国・県・市の歩み

1975		牛久市の取組	茨城県の取組	国の取組	年度
1976 一民法一部改正(離婚復 (S51) 氏制度) 1977 (S52) 設 ・婦人問題を担当する 課として、生活福祉部 (店青少年婦人課を設置 (S53) ・「女子差別撤廃条約」 ・婦人問題懇話会を設置 (S54) ・「女子差別撤廃条約」 ・婦人問題担当・・第2 次県民福祉基本 計画に向し上として位置付ける 1984 (S59) ・「女子差別撤廃条約」 北進 (S59) 北進 (S60) ・「男女雇用機会均等 法」公布 ・新茨城県民福祉基本 計画において「女性の 1986 (S61) ・「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」策定 ・新学習指導要領で「高 依家庭科の男女必修 (H元) ・婦人問題推進有職者会議による女性ブラン策定に関する提言・茨城県女性対策推進本部の設置 ・「四暦 2000 年に向けて ・婦人問題推進有職者会議による女性ブラン策定に関する提言・茨城県女性対策推進本部の設置 ・「四暦 2000 年に向けて ・婦人問題推進有職者会議による女性ブラン策定に関する提言・茨城県女性対策推進本部の設置 ・「四暦 2000 年に向けて ・「四ばらきロース・フ・ラン					1975
(S51) 氏制度) 1977 (S52) ・「国口内行動計画」策定・国立婦人教育会館開設 ・婦人問題を担当する課として、生活福祉部に青少年婦人課を設置・婦人問題懇話会を設置・婦人問題懇話会を設置・婦人問題担告福祉基本計画において場合の向上」として位置付ける 1984 (S55) ・「女子差別撤廃条約」 ・				1	
1977					
1977					(\$51)
1978	ļ			·国立婦人教育会館開	
(S54)			課として、生活福祉部 に青少年婦人課を設		
1980					
1984 (S59) 部改正(父母両系血統主義) 1985 (S60) 北准 (・「男女雇用機会均等法」公布 ・新茨城県民福祉基本計画において「女性の地位向上と社会参加の促進」として位置付ける 1987 (S62) 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 ・新学習指導要領で「高校家庭科の男女必修化」 ・婦人問題推進有識者会議による女性プラン策定に関する提言・茨城県女性対策推進本部の設置 ・「西暦 2000 年に向け ・「いばらきローズ フ・ラン			婦人問題担当 ・第2次県民福祉基本 計画において「婦人の 福祉の向上」として位	署名 ・民法、家事審判法の改 正	
1985 (S60)				部改正(父母両系血統	
1986 (S61) 計画において「女性の地位向上と社会参加の促進」として位置付ける 1987 (S62) 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 定 ・新学習指導要領で「高校家庭科の男女必修化」 ・婦人問題推進有識者会議による女性プラン策定に関する提言・茨城県女性対策推進本部の設置				批准	
1987 (S62) の新国内行動計画」策定 1989 (H元) ・新学習指導要領で「高校家庭科の男女必修化」 ・婦人問題推進有識者会議による女性プラン策定に関する提言・茨城県女性対策推進本部の設置			計画において「女性の 地位向上と社会参加 の促進」として位置付		
T989				の新国内行動計画」策	
1990 (H2)会議による女性プラン 策定に関する提言 ·茨城県女性対策推進 本部の設置・「西暦 2000 年に向け・「いばらきロース゚プラン				校家庭科の男女必修	
			会議による女性プラン 策定に関する提言 ・茨城県女性対策推進 本部の設置		
ての新国内行動計画 (第 1 次改定)」策定 ・育児休業法公布 (H3) ・育児休業法公布 ・対策推進室を設置 ・「いばらきロース・プラン 21 推進委員会」の設置			21」の策定 ・婦人児童課内に女性対策推進室を設置 ・「いばらきロース* プラン 21推進委員会」の設	ての新国内行動計画 (第1次改定)」策定	
1992 ·初の婦人問題担当大 (H4) 臣を任命					
・ハ°-トタイム労働法公布 1993 (H5)				I .	1993

1994 (H6)	・総理府男女共同参画 室、男女共同参画審議 会、男女共同参画推進 本部設置 ・高校家庭科の男女必 修 スタート	・女性青少年課を設置	
1995 (H7)	·育児休業法改正	・茨城県長期総合計画 に「男女共同参画社会 の形成」として位置付 ける ・「男と女・ハーモニー週間」 の設定	
1996 (H8)	・「男女共同参画ビジョン-21世紀の新たな価値の創造」答申・「男女共同参画 2000年プラン-男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年度までの国内行動計画」策定	・「い ば ら き n-モニ-プラ ン」 の 策 定	・福祉部婦人児童課に女性行政係設置
1997 (H9)	·介護保険法公布 ·男女雇用機会均等法 改正 ·育児·介護休業法改正		・男女共生社会推進委員会準備会設立 ・講演会の開催<講師:淡谷まり子氏(弁護士)> ・県主催「女と男のハーモニーフォーラム97」牛久市にて開催
1998 (H10)			・「男と女のハーモニーフォーラム」開催 〈講師:山口みつ子氏(市川房 枝記念館理事長)〉 ・準備会会報発行 ・福祉部女性児童課女性行政 係に改称 ・牛久市・取手市・龍ヶ崎市女 性行政三市会議発足 ・牛久市男女共生社会推進委 員会発足
1999 (H11)	·改正均等法施行 ·男女共同参画社会基 本法公布	・女性青少年課を福祉 部から知事公室に組 織替え	・広報「うしく」への意識啓発 記事の掲載開始 ・「男女共同参画社会づくり に関する意識調査」の実施
2000 (H12)	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」 (ストーカー規制法)* 施行	・「いばらきハーモニープラン後期実施計画」策定	・「うしく男と女のフォーラム」開催〈講師:長谷川幸介氏(茨城大学助教授)〉・「男女共同参画社会づくりに関する意識調査報告書」市長に提出・情報紙「リ・ボーン」発行開始
2001 (H13)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律」公布	・「茨城県男女共同参 画推進条例」の制定 ・男女共同参画審議会 を設置	・「男と女のフォーラム 2001」開催く 講師:村瀬春樹氏(エッセイスト)ゆ みこ・ながい・むらせ氏(フリーラ イター)〉 ・牛久市男女共同参画推進会 議及びワーキングチーム設置
2002 (H14)			・「男と女のフォーラム 2002」開催く 講師:板本洋子氏(日本青年館結婚相談所所長)> ・三市合同講演会開催<講師: 吉永みち子氏(ノンフィクション作家)・長谷川幸介氏(茨城大学

	I	1	1
			助教授)〉 ・総務部総務課に男女共同参 画推進室設置 ・牛久市男女共生社会推進委 員会から牛久市男女共同参 画推進委員会に改称
2003 (H15)	・社会にない。 さい という できまれる が 年 なるの が 年 り る の が 年 り な と と い が 年 り な な 性 り 閣 で きい と と で きい と と で きい こ で きい と と で きい と と で きい と と で きい こ に 支 性 り 閣 で きい こ 定 支 を 行 対 は 議 育 定		・「三三八子 (1 を) 「三 (1 を) で (1
2004 (H16)	・「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 等に関する法律」改正 ・育児・介護休業法改正		・「男と女のフォーラム 2004」開催〈講師:鈴木光司氏(作家)〉〈市内団体の活動展示発表(18 団体)〉 ・女性のための悩みごと相談(フェミースト相談)開始・男女共同参画推進室が市民生活部に組織替え
2005 (H17)	· 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	・「女性プラザ男女共同参画支援室」開設	・「男女共同参画講座」開講 第1回講座〈講師:渡辺七字氏(株式会社計画自治研究員)〉 第2回講座〈講師:城倉純子氏(ウィメンズ・ネット「らいず」地域すットワーク部会長)〉 第3回講座〈講師:和田由香氏(社団会幹事)〉 ・「三広岡会中講演会」開催〈講師:広岡守穂氏(中央大学法学部教授)〉
2006 (H18)	・男女雇用機会均等法改正	・「茨城県男女共同参画実施計画」策定	・男女共同参 ・男女共同参 ・開催 ・講師: 説明 を ・開催 ・開催 ・開催 ・開催 ・子氏(株員) ・男女研: 説明のの開講座・管 ・男女研: 設明のの開講座・管 ・男女研: 設明のの開講座・管 ・男女研: 設明のの開始のででである。 ・男ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

			·
2007 (H19)	・「仕事・・「「仕事となっ」では、「「仕事となっ」では、「一つ・・・ うつく」では、「一つ・・ うつく」では、「一つ・・ うつく」では、「一つ・・ うっとをある。」では、「一つ・・ うっとをある。」では、「一つ・・ うっとをある。」では、「一つ・・ できない。」では、「一つ・・ できない。「一つ・・ できない。」では、「一つ・・ できない。」では、「一つ・・ できない。」では、「一つ・・ できない。」では、「一つ・・ できない。「一つ・・ できない。「一つ・・ できない。」では、「一つ・・ できない。「一つ・・ できない。「「一つ・・ できない。」では、「一つ・・ できない。」では、「一つ・・ できない。」では、「一つ・・ できない。」では、「「一つ・・ こっかい。」では、「一つ・・ こっかい。」では、「・ こかい。」では、「・ こっかい。」では、「・ こっかい。」では、「・ こっかい。」では、「・ こっかい。」では、「・ こっかい。」では、「・ こっかい。」では、「・ こかい。」では、「・ こかいい。」では	・「いばらりを基本の快適な」ではではではできる。 ・「いはできる。 ・「い会ではできる。 ・「い会ではできる。 ・「い会ではできる。 ・「い会ではできる。 ・「い会ではできる。 ・「い会ではできる。 ・「い会ではできる。 ・「いなできる。 ・「いなできる。 ・「できる。 ・「できる。 ・「できる。 ・「できる。 ・「できる。 ・「できる。 ・「できる。 ・「できる。	所第氏業・「民男職師域)と 1 大護 2 氏任 3 小 日 5 大男 1 大
2008 (H20)	・「女性の参画加速プログラム」決定		言・理、「催第氏第子護第氏氏法・フォんの、属うが、「実と~・請参開書が、「大部を関連を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を
2009 (H21)	·育児·介護休業法改正		・男女共同参画公開講座・管 理職研修開催 〈講師:木村まさ子氏(薬膳レス

		T	
			トランオーナー/木村拓哉の母)〉 ・「生き方・暮らし方講座」開催 第1回講座〈講師:佐藤美代子氏(ウォーキングインストラクター)〉 第2回講座〈講師:黒澤一恵 氏(日赤茨城県支部健康生活 支援指導員)〉
			第 3 回講座〈講師:山川百合 子氏(県立医療大学精神科
	・「男女共同参画基本計		医) > ・うしく男(ひと)・女(ひと) 7
	画 (第 3 次)」閣議決定 ・「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ハ・ランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和 推進のための行動指針」改訂		*プレく男(ひと)・女(ひと)・女(ひと)・女(ひと)・女(ひと)・女(ひと) 開催〈東洋大付属牛久高校ダンス部発表(アトラクション)〉〈市民によるパネルディスカッション〉〈講師:神田香織氏(講談師)〉・「生き方・暮らし方講座」開
2010 (H22)			催 第 1 回講座〈講師:荒井順子 氏、庄司久美子氏(日赤幼児 安全法指導員)〉 第 2 回講座〈講師:大田仁史
			第 2 回講座 < 講師・人田仁史 氏 (県健康プラザ管理者) > 第 3 回講座 < 講師 : 黒沼裕之 氏 (牛久警察署生活安全課 長) >
		・「茨城県男女共同参画基本計画(第2次) いきいきいばらきハーモ ニープラン」策定	・うしく男(ひと)・女(ひと) 7 オーラム 2011 開催〈牛久市民吹 奏楽団演奏 (アトラクション)〉〈市民 によるパネルディスカッション〉〈講師:池田香代子氏(ドイツ文学 翻訳家)〉 ・「生き方・暮らし方講座」開 催
2011 (H23)			第 1 回講座〈講師:羽下麻利氏(牛久市消費生活センター相談員)〉 第 2 回講座〈講師:武藤幸枝氏(心理カウンセラー・中高年期運動・1 の事でを関する市民意識調査」の実施・男女共同参画審議会から意
	・「女性の活躍促進によ		見書が提出される ・うしく男(ひと)・女(ひと) フ
2012 (H24)	る経済活性化」行動計画策定		オーラム 2012 開催 〈牛久栄進高校吹奏楽部演奏 (アトラクション)〉〈市民によるパネル ディスカッション〉〈講師:木下晴弘 氏(㈱)アビリティトレーニング代表)〉 ・「生き方・暮らし方講座」開催 第1回講座〈講師:武藤幸枝
			氏(心理カウンセラー・色彩心理セラ ピスト)〉 第2回講座〈講師:石井貞晃 氏(市危機管理室危機管理補 佐監)〉

2013 (H25)	・「配偶者からの暴力の 防・一で ・「配偶があるの ・「一で ・「 ・「一で ・「一で ・「一で ・「一で ・「一で ・「一で ・「一で ・「一で ・「一で ・「一で ・「 ・「 ・「 ・「 ・「 ・「 ・「 ・「 ・「 ・「		・「牛久市男女共同参画推進 を 大き で で で で で で で で で で で で で で で で で で
2014 (H26)	・「『日本再興戦略』改 訂 2014」が閣推進の活躍推進しての活躍推進してのいる。 ・内閣府に「中ででは、 性が輝く社会が、 と 性が輝く を ・ は い は は は い り は は り い り は り る い り る い り る い り る い り る い り る い り る り る		・うしく男(ひと)・女(ひと)フォーラム 2014 開催 く界立 4 久高 校 吹奏楽る 8 次 を 3 次 が で 2014 開 校 吹奏楽よる 3 次 が で 3 次 が で 3 次 が で 3 次 が で 3 次 が で 3 次 が で 3 次 が で 3 次 が で 3 次 が で 3 次 が で 3 次 が で 3 次 が で 3 次 が で 3 次 が で 3 次 が で 3 次 が で 3 次 が で 3 次 が で 3 次 が で 3 か で 3
2015 (H27)	・「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定 ・「『日本再興戦略』 1 2015」が閣議決定 ・「女性の職業生活に関する活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」制定		·牛久市男女共同参画宣言都市記念式典·うしく男(ひと)・女(ひと) フォーラム 2015 開催〈牛久一中混声合唱団による都市宣言文の唱和·合唱〉〈講師:宮本太郎氏(中央大学法学部教授)〉
2016 (H28)		・「茨城県男女共同参画基本計画(第 3 次)いきいきいばらきハーモニープラン」策定	・「牛久市男女共同参画推進 基本計画・実施計画(第3次)」策定 ・うしく男(ひと)・女(ひと)フォーラム 2016 開催〈牛久三中吹奏楽部演奏〈アトラクション〉〉〈市内高校生による都市宣言(前尼崎市長、グンゼ㈱社外取締役)〉・「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施
2017 (H29)			・うしく男(ひと)・女(ひと) 7 ォーラム 2017 開催 〈市内高校生による都市宣言 文の唱和〉〈牛久二中吹奏楽 部及びおくのウインドベルズに

	I	T	
			よるステージ発表><講師:笠井
			信 輔 氏 (民 放 アナウンサー) >
	・「働き方改革を推進		・う し く 男 (ひ と)・女 (ひ と) フ
	するための関係法律の		ォーラム 2018 開催
	整備に関する法律」公		〈下根中吹奏楽部演奏(アトラクシ
2018	布		ョン) > 〈市内高校生による都市
1	・「政治分野における男		宣言文の唱和※劇団いばら
(H30)	女共同参画の推進に関		きによる寸劇、茨城県民の歌
	する法律」公布・施行		ダンス発表><講師:大島希巴江
			氏(神奈川大学教授、英語落
			語 家) >
	・「女性活躍推進法」改	・「いばらきパートナーシッ	· 牛 久 市 男 女 共 同 参 画 講 演 会
2019	正	プ宣誓制度」開始	〈講師:茅原ますみ氏(元民放
(R 元)	·「DV防止法」改正		アナウンサー。2017 講 師 笠 井 信 輔 氏
			の妻)>
	·「第5次男女共同参画	・「女性プラザ」と「男女	· 牛 久 市 男 女 共 同 参 画 講 演 会
0000	基本計画」閣議決定	共同参画支援室」を統	〈講師:國本未華氏(気象予報
2020 (R2)		合した「男女共同参画	士、防災士)>
(NZ)		センター(ダイバーシティ推進セ	
		ンター)」新 設	
2224		· 「 茨 城 県 男 女 共 同 参	・「男女共同参画に関する市
2021 (R3)		画基本計画(第4次)」	民意識調査」の実施
(113)		策 定	

■ 用語解説

	用語	解 説
あ行	アンコンシャス・バイアス	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育
		つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳
		にきざみこまれ、既成概念、固定観念となって
		いく。
か行	各種ハラスメント	職場における「パワー・ハラスメント」とは、
		職場において行われる ①優越的な関係を背景
		とした言動であって、②業務上必要かつ相当な
		節囲を超えたものにより、③労働者の就業環境
		が害されるものであり、①~③までの要素を全
		て満たすものをいう。改正された労働施策総合
		推進法において、職場におけるパワー・ハラス
		メントについて事業主に防止措置を講じること
		を義務付けている。併せて、事業主に相談した
		こと等を理由とする不利益取扱いも禁止されて
		いる。なお、性的指向・性自認に関する言動、
		性的指向や性自認に関する望まぬ暴露であるい
		わゆる「アウティング」も、職場におけるハラ
		スメントの対象となり得る。
	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間
		の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分
		│担、世帯員全員が働きやすい就業環境等につい │て取り決める協定のこと。
	 協同的な学び	自分からはたらきかけて友だちやモノ(資料や
	勝同的な子の	ロガからはたらさがりて及たらやモノ(資料や テキストなど)と関わり、仲間と聴き合いなが
		うずれでなど)と関わり、中間と続き占いなが ら学んでいくことである。いわゆる「勉強」が
		自分1人による学習で、友達やモノとはあまり関
		一わらず「一人でがんばる」ことが重視されてき
		たのに対して、協同的な学びは協同で課題に挑
		戦しながら自分の力を高めていく学習である。
	 固 定 的 な 性 別 役 割 分 担 意	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担
	識	を決めることが適当であるにもかかわらず、
		「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・
		女性は補助的業務」等のように、男性、女性と
		いう性別を理由として、役割を固定的に分ける
		考え方のこと。
さ行	持続可能な開発のための	平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成
	2030アジェンダ(持続可能	28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目
	な開発目標:SDGs)	標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指
		し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総
		合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全
		体の目標として、2030年を期限とする包括的な
		17の目標 (Sustainable Development Goals:
		SDGs)を設定。目標 5 では「ジェンダー平等の
		達成と全ての女性及び女児のエンパワーメン
		ト」が掲げられている。

さ行	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。
		人間には生まれついての生物学的性別(セック
		│ │ス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中に
		は、社会によって作り上げられた「男性像」、
		「女性像」があり、このような男性、女性の別
		を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェ
		ンダー/gender)という。「社会的・文化的に
		形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの
		価値を含むものではなく、国際的にも使われて
		いる。
	 ジェンダーギャップ	生物学的性別に付与された社会的役割、機会等
		の格差。
	ストーカー規制法	平成12年5月、「ストーカー行為等の規制等
		に関する法律」が成立し、同年11月に施行さ
		れた。被害者からの警察への相談・申し出に応
		じ、つきまとい等の行為者に対し「警告」を、
		さらに従わなかった場合は国家公安委員会が
		「禁止命令」を、それにも違反した場合は刑事
	# th	罰が科せられる。
	性 的 マ イ ノ リ ティ	性的マイノリティとは、性的指向として同性に
		恋 愛 感 情 を 持 つ 人 や 、 性 自 認 と し て 生 ま れ 持 っ
		た性(体の性)と心で感じている性(心の性)
		が一致しない人などのことをいう。「セクシュア
		ルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。性的
		指向 (Sexual Orientation) とは、人の恋愛・
		性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で
		ある。性自認(Gender Identity)とは、自分の
		性をどのように認識しているのか、どのような
		性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感
		覚として持っているかを示す概念である。性的
		指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という
		用語もある。なお、性的指向と性自認の頭文字
		を取った「SOGI」という用語もある。なお、性
		 的指向について、例えば、レズビアン(同性を
		恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ(同性を
		恋愛や性愛の対象とする男性)、バイセクシュ
		アル(同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人)
		等の呼称、性自認について、例えば、トランス
		ジェンダー(出生時の戸籍上の性とは異なる性
		自認を有する人)等の呼称があり、これらの頭
		文字を取った「LGBT」という用語が、性的マイ
		ノリティを表す言葉の一つとして使われること
		もある。
		0 w .o o
·		

さ行	積 極 的 改 善 措 置	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意
		思によって社会のあらゆる分野における活動に
		参画する機会に係る男女間の格差を改善するた
		め必要な範囲内において、男女のいずれか一方
		に対し、当該機会を積極的に提供することをい
		う(男女共同参画社会基本法第2条第2号)。
		また、同法第8条は、国の責務として、国が、
		男女共同参画社会の形成の促進に関する施策
		(積極的改善措置を含む。)を総合的に策定し、
		及び実施する責務を有する旨、規定している。
		男女間において形式的な機会の平等が確保され
		ていても、社会的・経済的な格差が現実に存在
		│ する場合には、実質的な機会の平等を担保する
		│ │ために積極的改善措置(ポジティブ・アクショ
		ン)の導入が必要となる。
た行	ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関
		わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存でき
		る社会のことをダイバーシティ社会という。
	<u> </u>	正式には「雇用の分野における男女の均等な機
	JA EM MASSIA	会及び待遇の確保等に関する法律」といい、女
		性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健
		康の確保を図る等の措置を推進することを目的
		とする法律。平成18年に改正され性差別禁止範
		囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取
		扱の禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の
		一強の宗正、ピッシェケル・ハッスグットが深め
	ドメスティック・バイオレ	夫婦や恋人同士が相手に対してふるう肉体的・
	ンス(配偶者等に対する暴	精神的暴力のこと。夫婦間のことを私的な問題
	カ(DV))	で扱う風潮や夫婦間の経済的な力関係、世間体
		などの壁にはばまれ、これまで表面化しにくかったが、人権侵害として解決すべき問題である。
	ドメスティック・バイオレ	平成13年4月、「配偶者からの暴力の防止及
	ンス(配偶者等に対する暴 + (DV) 、	び被害者の保護に関する法律」が成立し、同年
	力(DV))防止法	10月に施行された。この法律は、配偶者から
		一の暴力を防止し、被害者を保護するため、都道
		府県が、自らが設置する婦人相談所その他の適
		切な施設において、被害者の相談を受けたり一
		時保護を行うなど「配偶者暴力相談支援センタ
		一」としての機能を果たすことや、裁判所が発
		するいわゆる接近禁止命令や退去命令について
		規定している。

ま行	学びの共同体	「学びの共同体」の学校とは、子どもだけでな
		く、その成長を支える保護者(地域住民)や教
		師も共に学び育ち合う場としての学校のことで
		ある。「学びの共同体」の学校づくりのねらい
		は、1人残らずすべての子どもが楽しく学べるこ
		と、すべての教師が教育の専門家として成長で
		きること、保護者や市民も学習参加などを通し
		て学校教育に協力しながら学び続けることであ
		る。

(出典:内閣府「第5次男女共同参画基本計画 用語解説」、茨城県「茨城県男女共同参画基本計画(第4次)」、牛久市公式ホームページ)

牛久市男女共同参画推進基本計画 (第4次) 実施計画 (第4次)

発行日 令和5年3月 発行者 茨城県牛久市

〒300 - 1292

茨城県牛久市中央3丁目15番地1

T E L 029 - 873 - 2111 F A X 029 - 873 - 2512

E-mail: shimin@city.ushiku.ibaraki.jp

編 集 牛久市市民部市民活動課男女共同参画推進室